

平成26年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年3月6日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 3 番 相馬 剛議員
1. 児童生徒の体力・運動能力について
 2. 市民のメタボ対策について
- 4 番 齊藤誠之議員
1. 安心した子育て支援について
 2. 学校の危機管理対策について
- 23番 平山啓子議員
1. 生きがいづくりの一環として
 2. 納税のあり方について
 3. 「がん教育」について
- 11番 高久好一議員
1. 放射能対策について
 2. 市民成年後見人の養成について
 3. みなし寡婦控除の適用について
 4. 住宅リフォーム助成制度創設について
 5. 子育て支援新制度について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
23番	平山啓子君	24番	植木弘行君
25番	人見菊一君	26番	中村芳隆君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	伴内照和君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	古内貢君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	人見寛敏君	社会福祉課長	松江孝一郎君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	熊田一雄君	水道課長	舟岡誠君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿久津誠君
農業委員会 事務局長	平井英樹君	西那須野 支所長	玉木宇志君
塩原支所長	渡邊勝美君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 渡 邊 秀 樹
課長補佐兼
議事調査係長 石 塚 昌 章
議事調査係 小 池 雅 之

議事課長 白 井 一 之
議事調査係 人 見 栄 作
議事調査係 小 磯 孝 洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

相馬 剛 君

議長（中村芳隆君） 初めに、3番、相馬剛君。
3番（相馬 剛君） 議席番号3番、TEAM那須塩原、相馬剛です。通告に従い、市政一般質問を行います。

改めまして、皆様、おはようございます。

きのう、4番目の櫻田議員のご紹介のとおり、私は34年前、黒磯高校で県北初の甲子園に選手として出場いたしました。高校野球95年の歴史の中で、鬼怒川以北の高校が出場したのは後にも先にもその1回限りです。もう一度那須塩原市内の高校が甲子園に行くということを夢見まして、34年が過ぎました。

しかし、平成24年のボール投げのデータを見て驚きました。栃木県は全国45位で、平均が22.35m、そして本市はさらに低い21.62mということで、これは全国最下位の県の平均よりも低いという数字でありました。

これからその数字を踏まえまして、質問を行いたいと思います。

1、児童生徒の体力・運動能力について。

昨年11月に平成25年度全国体力・運動能力調査結果が公表され、小学5年生の握力とボール投げは過去最低の記録であり、総合点でも24年度を下回るなど、全国的に子どもの体力低下が指摘されております。

子どもの体力は日常生活のけがや病気に影響するだけでなく、大人になってからの危機回避能力にも影響する可能性があり、また地域にとっても、将来、生産能力の低下や医療費増加といった点にもかかわってくると思われまます。

このような点から、次の質問をいたします。

本市での体力・運動能力測定結果の過去5年間の推移を伺います。

全国平均と比較して、本市の結果とその所見を伺います。

子どもたちの体力・運動能力向上に対する取り組みを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、児童生徒の体力・運動能力についてのご質問に順次お答えさせていただきますと思います。

まず、本市での体力・運動能力測定結果の過去5年間の推移についてお答え申し上げます。

体力測定関係の調査でございますが、これは、

小学校5年生と中学校2年生を対象にした全国体力・運動能力、運動習慣等調査、こういったものがございます。

本市のこれまで平成20年度から平成25年度までの間の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果で、小学校につきましては、平成24年度、平成25年度の2年間で各種目において低下の傾向が見られております。中でも、平成24年度、平成25年度の2年間の間に、特に50m走、ボール投げ、それから立ち幅跳びにつきましては、実は過去5年間で最も低い値となっているのが実態であります。

中学生につきましては、全体的に平成25年度が実は最も高い結果となっております。中でも、シャトルランと50m走は年々高くなってきているわけですが、その一方で、中学男子のボール投げ、それから立ち幅跳びにつきましては、実は過去5年間で最も低い値と、このような実態が見てとれるわけであります。

続いて、全国平均と比較して、本市の結果の所見についてのお尋ねでございます。

今申し上げましたように、本市の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に基づきまして、全国平均と比較しますと、種目によりますけれども、小学校及び中学校とも上体起こし、それからシャトルラン、これにつきましては全国平均を実は上回った値が出ております。

しかし、ほかの種目につきましては全国平均を下回っているというような状況にあります。

このいい結果が出ているものは、筋持久力と言われる種目に入るのかなと、こう思っています。

この結果を踏まえますと、児童生徒の体力を向上させるためには、やはり1つに学校におけます教科体育、授業の充実が重要になってまいりますし、さらには子どもたちが運動に親しめるための

運動部活動あるいは地域におけるスポーツの機会、こういったものをもっともっとふやす必要があるのかなと。あるいはそういったものにかかわる地域のスポーツ指導者、こういった方々の充実、こういったことも必要になってくると、このように捉えております。

今後も、本市の児童生徒の体力・運動能力、運動習慣の実態を広く知っていただいて、児童生徒の体力の低下傾向に対する問題意識をできるだけたくさんの方に持っていただいて、教育委員会あるいは各小中学校を中心に家庭や地域との連携を図りながら、発達段階に応じた運動を行う機会の充実を図っていくということが大切であろうと、このように考えております。

子どもたちの体力・運動能力の向上に対する取り組みについてお答え申し上げます。

本市におきましては、学校教育の基本方針の中に健康安全教育の充実及び基礎体力の向上を掲げておりまして、各学校におきましては児童生徒の健康保持増進と体力づくりの計画的、継続的な実践を目指して、現在も取り組んでいるところでございます。

その活動を推進する中心的な役割は、各学校におきまして体育主任という役割を担った教員がおりますので、そういう担当者を対象とした研修会を実施して、本市の課題、そして改善等につきましても市内で共通理解を図ったり、あるいは校長会議の折に本市の子どもたちの体力・運動能力の実態について、それを改善するための資料等も随時配布して、その取り組みにさらに輪をかけているというようなこともご理解いただきたいと思います。

具体的には、教科体育の充実、運動部活動の充実でございますけれども、市全体の取り組みとしましては、小学校におきましてはサーキットトレ

ーニングを行うなど、準備運動の工夫をしたり、あるいは多様な動きが体験できるような授業の展開の改善、こういったものを行っております。

しかしながら、一方で日常生活におきまして、基本的な動作であります投げる、あるいは跳ぶといった、そういったものを子どもたちが習得しにくい状況になっているということも一方ではあるうかと思っております。

そのような状況を受けまして、体育の授業の中で、意図的に投げるとか、あるいは跳ぶといった動作を取り上げまして、いわゆる基本的な動き、この習得を目指した授業展開も実は工夫をして今やっているところであります。

中学校におきましては、やはり運動量を確保する授業づくり、これが大切であろうと、こう思っております。加えて、小中学校ともに児童生徒が運動についてこうすればできた、できるようになった、あるいはこうすることでうまい動きができるようになるということがわかったといったこと、あるいは、またこの運動をやってみたいと、そういうようなことが思えるような体育の授業を目指して、引き続き改善に取り組んでいきたいと、こう考えております。

また、教科以外におきましては、小学校では各学校の児童の実態に合わせまして、授業の前あるいは授業の間、いわゆる業間ですね。基礎体力向上に向けまして学校全体の取り組みを行っております。

また、中学校におきましては、運動部活動におきまして、体力の向上に向けましてさらに熱心に取り組んでいるという実態があるということをご理解いただきたいと思います。

また、実はこのほかに、体力につきましては私は食生活あるいは基本的な生活習慣の確立、これも大変重要であろうと思っております、いわゆる

「早寝、早起き、朝ご飯」に代表されますように、健康な規則正しい生活を送れるようにするために、ぜひ学校だけじゃなくて家庭あるいは地域を巻き込んだ活動も大切じゃないのかなと、このようにも考えているところであります。

以上で答えとさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） ありがとうございます。

それでは、 について再質問させていただきます。

まず、運動能力測定の種目について、具体的に8つあると思うんですが、種目について具体的にご説明いただきたいと思います、よろしく願います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、種目でございますけれども、1つが握力、それから上体起こし、長座体前屈、それから反復横跳び、シャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ボール投げ、こういった種目等を測定しております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） その中で、長座体前屈というものはどういうものか、もう一度お聞かせいただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） いわゆる子どもたちの柔軟性を確かめるため、立ったままずっと前屈みになって、どれくらいつま先よりも下に手が行くかという。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） わかりました。

先ほど、小学生は5年間低下傾向というふうにいただきましたが、どの程度低下しているかお聞

かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） これは実は、調査する年度によって、調査対象となる学年の集団によりまして多少ばらつきがありますので、一概に一方づいた傾向という形ではなかなか捉えられないということが現実にございまして、全体的に全国平均と比べて上か下かというような、そういう把握でしていくと、全体的傾向としてはやや下降傾向だというふうな、そんな捉え方でお願いしたいと思います。

全国的に昭和60年をピークとして、いろいろな値が下降傾向だということもあわせてご紹介させていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 全体的に年代によっても差が出るというようなお答えですが、特に50m走、ボール投げ、立ち幅跳びが5年間の最低値というふうになっておりますが、この5年間のこの3種目の最高値と最低値の差がもしわかりましたらお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それぞれの種目それぞれありますが、例えば小学校の男子でいきますと、握力については最高値が平成21年度で17.3、一方最低値としては翌年22年の16.12、それから上体起こしにつきましては、平成22年度が21.09、24年度は19.33というふうに、それぞれの小学校男子・女子、中学校男子・女子、それから先ほど紹介しました測定種目によって、それぞれ一定の年度でこうだということではなくて、年度のばらつきがあるということをご理解いただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） ばらつきがあるんですが、5年間でどちらかという、年度を追うごとに低下する傾向があるというふうな表をつぶさに見たことがございまして、ちょっとお伺いしました。

また逆に、中学生では今年度が最も高いという数字だということですが、もしわかりましたら、やはり同じように具体的にどのくらい上がっているのか、お聞かせいただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 一方、中学校の男子・女子とも、今、議員おっしゃいましたとおり、平成25年度の値が先ほど申し上げました種目のうち2つを残していずれも過去で最高値ということで、大変すばらしい記録が出たところですが、例えば、中学校男子の握力については、平成25年度30.09、これに対して過去の最低値がその前年の平成24年度の28.01、それから上体起こしですと28.46に対しまして、前の年平成24年度が最低値で27.43という値、それから例えば50m走でいきますと、今年度中学校男子は8.08で、過去で最低値は平成20年、平成21年の8.2というような値でございます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 小学校のほうはずっと低下傾向にあって、中学生になると今年度が最も高い値ということで、上がっていくと。小学校のときが低下傾向なのに中学生になると上がってくるという、その要因といいいましょうか、そういったものはどういったものがあるとお考えでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） これは確たるものがあるって申し上げるわけではありませんけれども、恐らく中学校において伸びてくるのは、1つはやつ

ぱり子どもたちが運動する機会が小学校よりも格段にふえる、それから当然のことながら発達段階でいいますと、思春期以降は筋力がついてまいりますので、相当体力向上の運動ができるということが1つ考えられるかなと思います。

もう一方で、小学生のほうの傾向ですけれども、やっぱりこれはどちらかという、小学生の運動離れというんでしょうか、運動する機会が少ないということが挙げられると思います。

特に、ご承知でしょうけれども、小学生の早い段階ではどちらかという神経系の発達を促すような、そういった運動の機会が重要だというふうに言われてきていますけれども、この年はさまざまな動作を含む動きというか運動というか、そういったものにできるだけ親しむ機会、こういったことを少し考えなければならぬのかなと、こんなふうに思っています。

逆に言いますと、そういうことが少ないことがそういう結果に何らかの影響を与えているんじゃないのかなと、こんなふうにも考えております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） わかりました。

ただし、小学生、中学生でも、ボール投げと立ち幅跳び、筋力、瞬発力といましようか、それが上がらないという要因はどのようにお考えですかということでお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） ボール投げなんですけど、恐らくこれは子どもたちの日常生活の中で物を投げるとい、そういう動作が少ないのではないのかなというふうに思っています。前の世代の子どもたちですと、恐らく遊びの中でいろんな物を投げたりすること、あるいはわかりやすい例を申し上げますと、例えば川原に行って石を投げたりす

るとかという、そういうことが日常の遊びの中に多くあったんじゃないのかなというふうに思っています。

しかしながら、今の子どもたちの遊びの様子を見ていますと、そういった物を投げるという動作のある、そういう動きは少ないんじゃないのかなと思います。

それから、瞬発力の飛び跳ねるとか、そういったものも生活の中では少なくなっていると、そういったことが一つの要因ではないのかなと、こんなふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 生活の中での運動の形態が変わっているというようなことかなと、今伺いました。

ボール投げについてですが、ちなみに小学校児童野球の塁間の距離というのが23mに設定されております。しかし、本市の小学5年生の男子の平均が22.18mということですから、半数以上の子どもたちはホームベースから1塁ベースまでボールが届かないというような結果になっているのだらうと思います。

今、この議場にいらっしゃる皆さんが小学校5年生のときのことを思い出していただくと、恐らくホームベースから1塁ベースまでは届いた方がほとんどじゃないかなというふうに思いますが、現状は大分落ちているというふうに思います。

しかしながら、平成22年までは本市のデータでも24mを超えておりますので、ここ数年、2年で本当に数字が落ちているという感じはいたします。ただし、平成25年の全国平均でも、最高値は沖縄県の25.37mということですから、小学校5年の男子で23mを超えないという地域は余りないというふうに思います。

というところで、 の再質問ですが、先ほど、

問題意識を持ってということであるわけですが、今まで体力低下ということに対する問題意識というのは十分お持ちだったのでしょうか。伺います。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 私自身は、実は体力というのは見えない学力ではないのかなというふうに思っておりまして、校長会のたびにそういう話はさせていただきました。

議員ご承知でしょうけれども、体力というのはいってみれば人間のあらゆる活動の源になるものでありまして、私たちが健康な生活を営む上でも、あるいは物事に取り組む意欲とか、あるいは気力とか、そういった精神面にも大いに関係する力ではないのかなというふうに思っております。

ですので、人間の健全な発達あるいは成長を支え、より豊かな充実した生活を送る上で、私ほどもこの体力というのは重要なことであろうというふうに以前から認識をしております、そういった意味でも、特に学校教育の中におけます教科体育の充実、これにつきましては機会あるごとに話をしてきておりますし、学校訪問等でもできるだけそういった場面、子どもたちが本当に体育の授業で汗をかいたと、十分体を動かしたと、そういうことを実感できる、そういった時間をぜひ工夫してほしいというふうにいるんな機会でもお話し申し上げているところではございます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） そこで今言われました教科体育でございますが、体育の授業の充実というふうな所見でありますが、現在、小学校、中学校での体育の授業の時間、週何時間ぐらいになっているんでしょうか。お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お答え申し上げます。

小学校の体育の授業ということですが、小学校につきましては、現在の学習指導要領の中で体育の授業は時数が決められておりまして、1年生から4年生までは1週間のうちに3時間体育の時間がございます。5・6年生につきましては週2時間から3時間、隔週で2時間ある週と3時間ある週というふうになってしまうわけですが、そのような時間が現在小学校におけます体育の時間数でございます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 中学校においては隔週でということ、1カ月単位でということになっているのかもしませんが、授業の分数でいきますと、恐らく40分と45分ぐらいのかなというふうに思いますが、ほかの教科との兼ね合いもございまして、授業時間をふやすということは恐らく無理なんだろうというふうに思います。

そこで、体育授業の内容の充実というようなことだったと思いますが、充実させる内容、これまで充実させてきた内容というのはどういうことが、具体的にお聞かせいただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 実は体育の授業につきましては、現行の学習指導要領になりましてから、その前の学習指導要領のときよりも若干時間数が実はふえておりまして、国全体としましても、児童生徒の体力の低下に歯どめをという、そういうねらいも私はあるのかなと、こう思っております。

また、体育の授業につきましては当然のことながら、子どもたちの発達課題等も勘案して、単元が1年生の1年間、そして1年から6年まで、そして中学校1年から3年までというふうに系統立てて体育の内容が配列されております。ですから、

子どもたちの発達課題に応じた体育の内容が実施をされているのかなと思っております。

ただ、その中でも、できるだけ小学校でいきますと45分、中学校ですと50分が1単位の時間でありまして、先ほど申し上げましたように、できるだけ子どもたちに多くの運動量を確保してほしいというようなことで、お願いをしております。

また、議員もご承知でしょうけれども、小学校につきましても、体育の指導に当たっては基本的には学級担任が行う、中学校におきましても、体育担当の専任の教員が行うということで、子どもへの指導のあり方については若干差がございます。

ですけれども、小学校におきましてもやはり専門を意識した、あるいは生かした、そういった授業に取り組んでおりますし、学校規模によりますけれども、特に高学年におきましても、中学校を意識しました一部教科担任制を敷きまして、専門性の高い教員が体育を担当するというようなこともございます。

また、本市としましても小中一貫教育を進めておりますので、私は学校で授業を見ていまして、特に気になるところは器械系の授業、こちらにつきましてはやはり専門性がより求められる内容ではないのかなと、こう思っております。ですので、この辺につきましても、ぜひ中学校の体育担当、学区の小学校単元に応じてT Tの形で指導に加わるということも必要なということで、そういった配慮もしてほしいということも、これまでもお願いしてきております。

実際、現在中学校の教員と小学校の教員で交流もございますので、中学校の体育担当であった教員が小学校のほうに異動しまして、体育の授業力向上を図っていると、そういったところも実際ございますので、ご紹介しておきます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） ありがとうございます。確かに、小学校の先生で体育が専門というふうなことは余りないことなんでしょうというふうに思いますので、中学校の体育の先生が小学校に出向いて指導するというようなことは、非常にいいことなんでしょうというふうに思います。

続きまして、授業のほかには運動部活動の充実というふうにお答えいただきましたが、具体的にはどのようにお考えか。また、中学校での運動部の加入率というのはどのようになっているかお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 子どもたちの運動離れというのがあるということは前から言われているわけですが、特に小学校におきます運動離れというのは年々率は高くなっているという感じでありまして、これは1つのデータでございますけれども、小学校のスポーツ少年団などの加入率などは、本市の場合、4年生、5年生、6年生というくくりで見ますと、今年度は男子で42.1%、それから女子では35.6%というようなことで、これは過去3年間を見ていきますと、男子ですと、平成23年が52.3%、24年が50.3%、そして今年度が42.3%ということですから、明らかに加入率は落ちていると。

女子についても同じような傾向があるということでありまして、やはり私は子どもたちの体力・運動能力を向上させるためには、最初に申し上げましたように、子どもたちに運動する機会をふやしてやるということがまずはスタートであろうと、こう思っておりますので、できるだけそういう機会をふやす工夫ということで、実は放課後におきまして、子どもたちがなるべく多く運動にかかわ

れるような体制をとってほしいということをお願いしてきました。

今年度、実は市の校長会におきましても、どういう体制をとることによって運動離れ、子どもたちにできるだけ運動する機会を確保できるかということで、積極的に、もう少し今まで以上に教員が放課後、そういった活動にかかわるような体制をどうとればいいのかということで、実は1年かけて検討していただきました。

昨年末に校長会としてのまとめをしていただきましたので、ぜひそれに基づきまして、新年度は今まで以上に放課後の運動の活動を盛んにしていきたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

中学校につきましては、本市の場合、学校規模が大きいわけですので、さまざまな種目がございます。さらには、文化活動の種目もございます。そういったところに子どもたちが入っていくわけですので、他の市町から比べれば、運動部に入っている子どもたちは率としては少し低くなるかもしれません。ですけれども、絶対数としては私はそれほど低くはないだろうと、こう思っております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 続きまして、先ほど地域のスポーツ指導者の充実も必要だというふうに考えられているということでしたが、地域のスポーツ指導者についてどのような方法で充実を図るのか、今もしお考えがありましたらお願いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 理想は、特に小学校のスポーツ少年団の指導に当たる方々でありますとか、できるだけ社会人の方々に、それぞれ過去にそういった種目を熟知されてきて経験された方

とか、あるいは児童生徒へのかかわりについて知識を有する方、いわゆる研修等を受けてきている方、そういった方に一人でも多くかかわっていただけるように、本市におきましても年2回、実はスポーツ少年団指導者研修会というのを実施をしております。より質の高い指導者を一人でも多くふえていくようにということでやっております。

しかしながら、なかなか複数年にわたりまして子どもたちのスポーツ活動にかかわっていただけるという方が飛躍的にふえていかないという現状もございます。ですので、今後とも、私どもとしましては、そういったスポーツの指導者の育成というものをできるだけ機会を捉えて行っていきたいと思っておりますし、ぜひ社会人の方々にもそういった認識を強く持っていただいて、少しでも多くの方に本市の子どもたちの体力向上、運動能力向上のためにぜひ参加していただければと、このように思っているところでございます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 地域の指導者と言われるところの確保というのはなかなか難しいというのは、恐らく9月の質問のときにも伺っておりますが、今後それをできるだけ改善していただくよう考えていっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、その体力向上のための取り組みとして、家庭との連携がまた重要だというふうにお伺いしましたが、家庭との連携というのはどういうことか具体的にお聞かせいただきたいのと、運動能力調査結果というのは、体育の成績に反映されるのかどうかお伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、後のご質問でございましたけれども、体力・運動能力調査の結果が教科体育の評価と結びつくということは、これ

はございません。あくまでも調査は調査の結果でございまして、それを踏まえて、私どもがどういふふうな改善をしていくかということに利用するというのが大事な目的でございますので、それが子どもの評価と結びつくということにはございません。

それから、家庭との連携でございますが、私は子どもたちのこういう現状を保護者の方、それから地域の方にしっかりと認識していただくということがとても大切ではないのかなというふうに思っております。

子どもたちは成長する段階で、運動を身につける適時性というのがあるわけございまして、大きくなってから同じ運動をさせてもその運動がなかなか身につかないものであろうと思っております。ですので、私としては、先ほど申し上げましたように、さまざまな動作を伴う運動をする機会をできるだけ早い時期に、幼児期にいわゆる神経系を刺激していく、そういった機会をふやすことが長期的に子どもたちの体力、あるいは運動能力を上げていくときには大切ではないのかなと思っております。

そういった意味で、できるだけお子さんと保護者が一緒になって遊ぶ機会、これをふやしていくことをぜひ考えていただければと思っております。

かといっても、実は世の中、もう一方では子どもたちの安全・安心という問題がございまして、なかなか今外で遊ばせるという、そういう機会をとりにくくなっているという現状もございます。

その辺、私たちでも大変ジレンマを抱えているわけでありまして、できるだけ機会あるごとに、月に一遍でもいいので、ぜひお子さんと親と一緒に公園なりあるいはスポーツ施設なりで体を動かすというようなことから始めていくことが大切ではないのかなと思っております。

ですので、そういう意味では、第3日曜日家庭の日につきましては、私どもが管理しております市内のスポーツ施設も無料で開放しておりますので、ぜひそういったところも使っていただいたりしながら、子どもたちの将来における体力のために、私たちとそれから家庭とそして地域と、同じ思いでかかわっていただければと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 家庭での遊びにできるだけ運動をということなんだろうと思います。そのための環境整備といいますか、そういったところも十分にお考えいただければというふうに思います。

私、議員になってからなんですが、本市の自然環境、地域資源、恵まれた交通網など、そういった資産のポテンシャルが本市は非常に高いというふうなことをよく聞いておりますが、市の将来を担う人材としての子どもたちの体力という面からは、全国と比較をいたしますと、ややポテンシャルは低いと言わざるを得ないというふうに思います。

そこで、の質問ですが、今後の取り組みということになります。ほぼ教育長のほうから今までご説明をいただきまして、大体理解はしたところでございますが、最後に1点、運動部に所属しているのが先ほど42.2%ちょっとというふうなところまで下がっているというふうにお伺いをいたしました。運動部に所属していない生徒は、やはり家庭での運動が重要というふうにお考えでしょうか。

週3時間の授業で、そこでしか運動しないということになった場合の生徒はどうしても運動能力は上がらないというふうな感じをいたしますが、運動部活動へ所属していない児童生徒に対してはどのような対策といたしますか取り組みをしていく

か、お伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、議員もご承知でしょうけれども、学校で体育の授業だけで子どもたちが運動が足りているというふうには認識はしておりませんので、先ほどお話ししましたように、業間あるいは昼休みなども、自由遊びという形がありますけれども、このところ私も学校へ行ってみて気がつきますけれども、以前と比べて、休み時間に校庭に出て遊ぶ子どもの数が大変多くなってきているなというふうに思っております。また、先生方も一緒に遊びなさいというふうにもお願いしておりますので、そういう姿がふえてきているので大変うれしく思っております。

また、ご承知でしょうが、本市では小学生の学校対抗駅伝競走大会がございますので、それに向けて、各学校とも早い時期から持久走等も取り入れられたりしまして、比較的本市におきましては、学校で教科体育以外の時間でも子どもたちの運動する機会というのは年々ふえてきているのではないのかなと、このように認識をしているところでございます。

一方で、高学年の子どもたちの運動離れというものも深刻な問題だと私も受けとめております。加えて、子どもたちの生活の中でも、体を動かす機会というのが大変少なくなってきているのかなと、全てが便利になってきておりまして、笑い話のような本当の話ですが、子どもの中には水道の蛇口の下に手を出してじっとして、そういう場面があるんだそうです。自動で出てくる蛇口があったりしますので、そういう感覚になれていると、水が出てくるのを待つという、そういう姿もときにはあるんだという話を聞きます。それぐらい子どもたちの生活の中にはさまざまな便利な

のが入ってきたりしています。

それからもう一つは、雨の日などは学校の校門近くが大変混雑します。今、車社会が大変発達しておりますので、そういう日には、子どもたちの安心・安全というのもあるんだらうと思いますが、車で送り迎えするということが大変以前よりもふえてきているという現実もあります。

ですので、できるだけ運動あるいは部活動ということに限らずに、私は子どもたちにはできるだけ生活の中で体を動かす、あるいは歩くということも大変重要な運動であると思っておりまして、そういう機会をできるだけ大人が配慮していかなければならないのではないのかなと、このようにも思っております。

ですので、今、中学校区で学校保健委員会等も開かれたりしておりますので、ぜひそういう子どもたちの実態を、学校だけではなくて保護者や地域の方にも知っていただくということがまず大切なのかなと、こんなふうにも認識をしております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 最後になりますが、先ほど体力・運動能力調査が子どもたちの体育の成績に反映されることはないというふうなご答弁をいただきましたが、体力・運動能力調査は、先ほど来ありましたように、8種類の種目について点数化されておりまして、これは県のレベルの平均値でございますが、小学校5年生の全国1位は福井県の57.74、本市は52.28、女子はやはり1位が福井県の59.35、本市の場合55.56、また中学2年生では、男子が1位が隣の茨城県の45.69、本市の場合41.61、女子が1位がやはり茨城で53.00、本市は49.93、いずれも大体4点から5点ぐらい全国1位の平均からは下回ってくるという、こういことでございますが、この体力の合計点という点数の平均点というものを見据えた取り組みを今後

お考えになられるかどうか、伺いたいと思います。
よろしくをお願いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 私は全国体力・運動能力、運動習慣等調査のまとめにつきましてはよく見ておりまして、議員ご指摘のような結果についてもちょっと残念だなと、こう思っております。

ただ、本市のいいところもぜひ紹介させていただきたいと思ひまして、実はこの調査の中で、学校への質問肢がございまして、この中で、学校全体で体力・運動能力を向上させる取り組みをしているかどうかということの聞き取りにつきましては、実は本市の小学校におきましては100%、つまり全校でやっている。

ちなみに、この項目の全国は93.4%、栃木県は96.4%ということですから、本市の学校では積極的に取り組んでいるということで、結果はまだ出ませんけれども、やがてこの取り組みが結果にあらわれてくるのは間違いないのじゃないのかなと、こんなふうに思っております。

また、授業以外の運動の時間の設定につきましても、全国では77.5%、県では80%、それに対して本市では96%というふうに変な高い割合にもなっておりますので、ぜひそういったところもご理解いただきたいと思ひます。

なお、やはり体力や運動能力を高めるためには、私は一つの手法として目標値を設定するということが大変有効であろうと思ひます。それをクリアすればいいということではありませんけれども、それに向かってさまざまな工夫をしながら、少しでも目標を越えるように努力するということ、今後とも全市を挙げまして、全小中学校挙げまして取り組んでいきたいと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） ありがとうございます。

また5年後のデータで、全国1位の数字に近づいていることを期待いたします。さまざまな取り組みを現在行っておられるというふうなお話ですので、期待したいと思います。

先日、ソチの冬季オリンピックが終わったところでございまして、メダリストはもちろん、出場した選手は4歳、5歳のころからその競技を始めた選手がほとんどでした。それは皆身近にその競技に接する環境だったのだらうというふうに思ひます。

もし、そうした環境が原因で本市の子どもたちの能力が向上しないということであれば、非常に残念なことだなというふうに思っておりますが、現在、教育長の取り組みでは、今後非常に期待ができるというふうに感じました。

また、運動施設、12月にも質問しましたが、そういう施設及び市の環境にも、十分今後取り組んでいただきたいというふうに思っております。

先日、市長のお孫さんが所属する宇都宮の中学校の野球部が関東大会で上位の成績をおさめられたというふうなお話を伺いました。市長のお孫さんに那須塩原市じゃなくて宇都宮に住んでいてよかったというふうに言われたいよう、本市も十分環境整備に力を入れていただければというふうにお願ひを申し上げまして、1の項の質問を終わります。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の訂正

議長（中村芳隆君） ここで、教育長から発言があります。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 先ほどご説明申し上げました長座体前屈につきまして、私認識があれでございまして、訂正をさせていただきます。

以前は立位体前屈ということだったんですが、現在は長座体前屈ということで、壁に背を向けてL字型に足を伸ばして座って、自然に手を出したところに長机をイメージしていただければわかると思うんですが、あるいはU字溝、ああいうものの中に足を入れて、そこに背をつけたまま手をのばしたところから前屈みになっていってどれくらい動かせたかということで柔軟性をはかるというふうに、今種目が変わっているということで、長座体前屈はそういう動作のことでありましたので、訂正させていただきます。失礼しました。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） それでは、次の質問に移ります。

2、市民のメタボ対策について。

県保健福祉部は、良質な医療確保と医療費抑制を図るため、医療費適正化計画においての第1期、平成20年から24年の達成状況を公表しています。

その中で、メタボリック症候群の該当者を10%削減という目標としていたものに対し、2.1%増

という結果になっています。

本市においても生活習慣病を予防する目的で、メタボリック症候群に着目した特定健康診査及びその指導を行っていますが、その実施状況について、次の質問をいたします。

診査状況及び過去5年間の結果の推移を伺います。

特定保健指導の内容を伺います。

今後の対策と目標を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） ただいま相馬議員の質問を聞いて、私ちょっとこれはどういうことかなと思ったことが1つあります。というのは、市長室に小中学校、高校もあるんですけども、現在小中学生が1万1,000人いて、関東大会、全国大会にスポーツで行くという挨拶に見えるんですよ。これはその回数が非常に多い。全部メモしてあるわけではありませんが、記憶したのでは、例えば全然だめなんですと挨拶に来て、女子の小学校の野球チームが関東大会優勝、あるいはソフトボールについても小学生ですけども、関東大会で県の代表をして出る。中学校もそういうのがある。特に陸上関係では、三島中の全国駅伝4位というんですから、これなんてもう甲子園なんていうものじゃない成績だと。

だから、今度剣道大会のクラブチームが関東甲信越にも行くと、間もなく挨拶に来ると受けているので、いろいろ、それから大人も、これからメタボなんですけれども、都市対抗駅伝5連覇、こんなこと、そうするとあれかな。やる人とやらない人のこういう格差がもしかすると広がっているので、平均すると下がると。

どうもちょっと違和感を感じましたので、そういう現象も私、いい人が挨拶に来るので、何かすごいんじゃないかなと、勘違いじゃなくて、これも本当の姿だと思いますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

それと、これ、どっちが問題なんだと。今までは児童生徒の体力、今度はこれからは大人のメタボ、これどっちが問題だと。こういうことになるわけですが、これについてはこれの対策がありますので、以下、順次お答えをいたします。

この診査状況と過去5年の結果の推移につきましては、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に、生活習慣病の発症を予防する目的で、これが悪い、内臓脂肪症候群、これがメタボリック症候群。ここに着目をした特定健康診査と特定保健指導を現在も実施しております。

特定健康診査の過去5年の受診率につきましてはおおむね三十七、八%で、ほとんど変わりなく推移しておりますが、その結果を見ると、平成20年度が14.7%、これは症候群にカウントされている人、24年、25年のは統計は出ておりません。4年後には16.1%、これは必ず着実に微増、ふえていると、こういう状況でございます。

特定保健指導の内容については、特定健診の結果、メタボリック症候群と判定された方のうち、40歳から64歳の方に対しましては積極的支援による保健指導を、また65歳から74歳の方に対しましては動機づけ支援による保健指導を実施しております。

また、メタボリック症候群の予備軍と判定されている方に対しましては、その結果に応じて積極的支援または動機づけ支援による保健指導を行っております。

指導につきましては、両支援とも改善のための行動目標を設定して6カ月後に評価を行っており

ますが、その間、積極的支援では個々に応じた指導を3カ月以上継続して実施をし、動機づけ支援では集団による指導を1回ですけれども、実施しております。

次に、今後の対策と目標につきましてはメタボリック症候群は生活習慣病の温床であるため、内臓脂肪を減らすための適度な運動と食生活や食行動の見直しなどの生活習慣の改善が重要とされています。

今後の対策としては、特定健診の周知や保健指導の実施の呼びかけを継続的に行うとともに、運動習慣を身につけることを目的としたフィットネスクラブ利用事業に取り組むことで、目標である特定健診受診率の向上と、メタボリック症候群の該当者及び予備軍の削減を図っていきたく、図っていかねばいけないと考えております。

第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） ありがとうございます。

それでは、 について再質問させていただきます。

まず、受診率ですが、三十七、八%と横ばいというようなことだったと思いますが、この目標値、設定されていきました目標値というのはどのぐらいだったのでしょうか。地域によっては50%ぐらいのところもございますが、本市ではどのぐらいだったのか伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） この事業の実施に際しましては、国の事業という形で始まっております。その際に、平成24年の目標として65%というふうなものが目標値として示され、那須塩原市はそれを目標値として設定をさせていただきました。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 目標値が65%のところ、三十七、八%だったということだろうと思います。

続きまして、該当者の割合が14.6%から16.1%で微増というようなお答えを伺いましたが、本市においては、この削減目標というのは県のほうは10%というふうなことだったんですが、本市においても同じということによろしいでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 国の指針に基づいての設定でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） そうしますと、これまで受診率が上がらない、該当者の割合が削減されないということについての要因は何かあるというふうにお考えか、伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 実際に、目標値を定めた中でなかなか受診率が上がってこないということで、これまでの受診者はどういった方が受診を受けているか、どういった方が受診を受けていないかというところをちょっと調査をさせていただきまして、それを見ますと、実際には、例えば平成20年度に始まりまして、21、22、23を繰り返して行く中で、一度は受けていらっしゃるんですが、実際にはメタボから脱却できないままの方などは、次の受診を受けられないという方がございまして、実際には3年間で調査をいたしますと、おおむね6割の方は一度は受けていらっしゃる。

ただ、実際に特定保健指導を6カ月間という形で実施をいたします。実際には食生活の部分とか、

運動の部分とかという細かい指導が出てまいります。そういったことで、経験をされた方がまた特定健診を受けて、そういう指導をされるは嫌だなと思われて受けられないのかなというところがありますので、この部分については、要するに運動習慣を身につけることで改善がされるというふうな実例がございますので、運動習慣を身につけていただくというような、要するに楽しい指導というものが何とかできないかというふうな工夫をさせていただこうと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 現状はよくわかりました。

一度は受けているという方を入れますと、60%ぐらいは受けているというふうな理解でよろしいでしょうか。

続きまして、の再質問ですが、積極的支援と動機づけ支援による指導の実施で、改善のための行動目標ということがありますが、行動目標というのはどういう内容なのか、具体的にお聞かせいただければと思います。

すみません、櫻田議員、よく聞いていただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 行動目標につきましては、やはり実際に特定健診を受けた際に判定基準というものがございます。

判定基準というのをご説明させていただきますと、まず皆さん御存じの腹囲、ウエストですね。ウエストが男性ですと85cm以上、それから女性ですと90cm以上というのが一つの条件となりますが、そこに高血圧、収縮期血圧が130mmHg、または拡張期血圧85mmHg、これは最高血圧130、最低血圧85と、それから高血糖ですね。空腹時血糖値が

110以上、それから脂質異常、こちらについては中性脂肪値が150以上またはHDLコレステロールが40mg/dℓ未満というふうなことで、腹囲に加えて高血糖、高血圧、脂質異常のうち2項目以上に該当いたしますと、メタボリック症候群に基準該当と、それから1項目だけ該当いたしますと予備軍該当というふうなことで、それぞれの基準に引っかかった部分を行動計画の中で改善していくというふうなことが設定をされております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） もう一度、すみません。その行動計画は、どういう行動計画を設定されるのか伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 実際に、積極的支援という形になりますと、最初の面接がございます。その中で、やはり行動目標値というふうな設定をいたします。実際には、やはり先ほど言いました運動の時間とか食生活での気をつけるという部分の目標なんですけど、ちょっと今、手元に細かなデータ、数値まではないものですから、そういった項目の中での設定という形をします。6カ月後にどういうふうに改善したかというふうな形の目標値を設定するというものでございます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） そうしますと、その保健指導ですが、指導はという方がどういうところで行われるのでしょうか。病院ということになるのでしょうか、伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 指導の場所につきましては、集团的に指導をする場所としては保健

センターがございますし、個別の指導を希望される方については指定した医療機関という形での指導をさせていただいております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 行動目標値を設定するというのは、各診査項目の値を設定するということでしょうか。本人がどういうふうに行動していくということではないということですか。すみません、再度伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 両方というふうに理解していただければ。例えば体重、体脂肪、腹囲などについては下げようというふうな設定、それから行動ですね、食生活、運動習慣については行動をどういうふうにするかというふうなところ、値ではない部分ですね。そういったものを設定をするということでございます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） すみません、何となくわかりました。

そこで、の今後の対策についてですが、目標が受診率の向上というふうに言われましたが、今後、受診率の目標値というのは同じ目標値でいられるのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 国の指針といたしまして、平成25年度から29年度の5カ年で、さらに特定健康診査を進めようというふうなものがございます。その中で、受診率については今年29年度には60%に近づくように、60%を越えるようにというようなことでの指針が示されておりまして、那須塩原市としてもこちらを目標に、特定健診の

受診率の向上に努めてまいりたいと考えており
ます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） そうしますと、現在の三十
七、八%の受診率を60%にといったことになるん
だろうと思いますが、大変高い数字なのか、それ
とも1回受けている人は60%はいるということな
ので、目標達成できるのかということになるうか
と思いますが、受診率を上げるのと同時に、該当
者の率を下げるという目標になってくるのだらう
と思いますが、先ほど運動習慣を身につけるため
に、平成26年度からフィットネスクラブ利用事業
というものに取り組むというふうに言われました
が、このフィットネスクラブ利用事業というもの
の内容、詳細をお伺いできればと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） フィットネスクラ
ブ利用事業につきましては、やはり運動習慣を身
につけていただくということで、対象者といた
しましては、特定健診の受診対象となります40歳
から60歳までの働き盛りの方々を対象にしており
ます。

実際に、利用する期間については6カ月間を想
定しております。運動習慣を身につけていただく
には、やはり6カ月、実際には特定保健指導に
ついては6カ月という期間での目標設定をさせて
いただいておりますので、こちらについては6カ
月、実際に中身については1週間に2回以上、1
回30分以上の筋力とか有酸素運動をフィットネ
スクラブに行っていただいで指導を受けていただ
いて、そういった運動をしていただくというふうな
ことで、この使用料については利用者それから
市とで半分ずつ負担し合おうというところですが、

実際には価格的にも事業者さんのほうに抑えてい
ただいて、おおむね6カ月間で利用者の負担は1
万2,000円から1万3,000円の間というふうなこ
との、これから事業者さんとの契約等も必要にな
ってきますが、現時点では1万2,000円から1万
3,000円の間ぐらいを想定して、予算のほうを計
上させていただいております。

対象となる方は先ほどちょっと申しこぼれちゃ
ったんですが、特定保健指導の対象となった方と
いうふうなことがもう一つの条件となってまいり
ます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） フィットネスクラブという
のは、対象はどういうフィットネスクラブという
ふうに考えたらよろしいんでしょうか、伺います。
議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 先ほど申し上げた
生活習慣病予防のための運動習慣を身につけると
いうことで、有酸素運動とか筋力トレーニングと
かというものを実施、要するに指導できる機械と
か場所とかをお持ちのところというふうなことで、
この事業の設計に当たって、市内の各フィットネ
スクラブ等に協力いただけるかどうかのお声かけ
をさせていただいております。おおむね今5社
については了解というか、協力できるよというふ
うなお返事はいただいております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） そうしますと、先ほど特定
保健指導をされた方が対象だというふうに伺いま
したが、来年度、平成26年度、その対象となる人
数はどのくらいになるんでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 予算的には150万円ほど計上させていただいておりますので、事業者との契約する金額によって多少対象人数は前後するかと思いますが、120人程度を見込んでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） 対象者は特定保健指導を受けた方というふうなことだったと思いますが、特定保健指導を受けられた方は120名ぐらいということでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 実際に、特定保健指導を受けられた方という形ですと、今回対象とするのが今まで数字的なものを説明してまいりました国民健康保険の被保険者以外の方、要するに全ての市民で40歳から60歳の方で特定保健指導、例えばお勤めをされている方ですと、それぞれの保険者が特定保健指導の実施主体になりますので、そちらの職場で特定保健指導を受けられるという方がたくさんいらっしゃいます。

そういった方も特定健診を受けられて特定保健指導の対象となったというような場合には、それをもとにフィットネスクラブ利用事業の対象者にはなってくるというふうになりますので、分母についてはちょっと把握はしていないんですが、実際にはおおむね26年度については120人程度を見込ませていただいたということでございます。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） そうしますと、実際に120人は、今度ご本人の希望によってもということになるんでしょうが、その中で、この事業を利用される人数はどのぐらいという予想はありますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 実際にこれを利用するに当たっては、市のほうに申し込んでいただくというふうなことが必要になってまいりますので、あくまでもご案内については広報とかホームページでご案内をさせていただいて、新年度に入りましたら、準備ができ次第、ご案内とそれから受け付けのほうを進めさせていただいて、申し込みをされた方に対して、このフィットネスクラブ利用事業を提供するというふうな考え方でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） それでは、先ほどの120人というのは、実際に利用を想定しているということによろしいんでしょうか。案内するのが120人かなというふうに思いましたので、失礼いたしました。

そうしますと、フィットネス利用事業によりまして、メタボリック症候群の該当者が削減される目標というのはどのぐらいというふうに設定されておられますでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） このフィットネスクラブ利用事業だけでなく、メタボリック症候群に判定される方の削減ということが目標値としてございまして、それもやはり国の目標値ではございますけれども、25%削減と、これはメタボリックの該当者及び予備軍を含めて25%削減しようというふうな目標値がございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 3番、相馬剛君。

3番（相馬 剛君） ありがとうございます。

実はここ二、三年、私の友人、知人で、この生活習慣病と言われるものが原因とされる病気が大分聞くようになりまして、40代のころはほとんど意識はしていなかったんですが、大分周りでそういったことを聞くようになりましたので、ぜひこのメタボリック症候群の削減に、また市民の健康増進に頑張っていたきたいというふうに思います。

最後になりますが、厚生労働省のホームページに、「メタボ対策は一に運動、二に食事」というふうに記載しておりました。きょうの1項目め、そして2項目めの質問から、本市の市民はやや運動不足というふうなことが言えるのではないかなというふうに思います。

日本のスポーツ人口で一番多いのは釣り、2番目にジョギング、ウォーキングというふうに言われております。3月の補正予算に西那須野運動公園のジョギングコース改修という事業が出されておりました。これについては多くの市民が何回でも走りたくするような施設になるよう完成を期待したいと思います。また、運動の動機づけとなるような事業及び施策を期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、3番、相馬剛君の市政一般質問は終了いたしました。

齊藤誠之君

議長（中村芳隆君） 次に、4番、齊藤誠之君。
4番（齊藤誠之君） 皆さん、こんにちは。議席番号4番、TEAM那須塩原、齊藤誠之です。

一般質問に入る前にモチベーションを上げて、勉強してきたものを皆様と協議していくというこ

とでモチベーションを上げてきたんですが、ただいまの相馬剛議員のメタボの言葉に若干機運が落ちているところでございます。

「一に運動、二に……」、この後昼食も控えていますが、その辺も注意しながら、体の改善も取り組んでいきたいと思えます。

それでは、市政一般通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

1、安心した子育て支援について。

平成26年4月より消費税が8%に引き上げられ、この消費税の増税分を活用した社会保障4経費の中に、新たに子育て分野の社会保障が充当され、子ども・子育て支援の充実が図られます。国は待機児童解消加速化プランを示し、潜在ニーズを含めた待機児童の解消を強力に進めるとしており、平成27年度には子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。

那須塩原市においても、待機児童解消に向け保育整備計画（後期計画）を掲げ総力を挙げて取り組まれている中で、以下の点についてお伺いいたします。

2015年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしますが、それに先立ち、本市で行われている待機児童対策についてお伺いいたします。

待機児童ゼロを目指す今後の本市の取り組みについてお伺いいたします。

女性の働き方も多様化している今般では、その多様化に対応できる施設も充実する必要があると思えます。本市の考えをお伺いいたします。

子ども・子育て支援新制度では、親の生活スタイルにかかわらず、保育と幼児教育の両方を受けられる幼保連携型の認定こども園の普及、推進を看板として掲げていますが、本市の現況についてお伺いいたします。

本市の今後の認定こども園の普及、推進につ

いての計画についてお伺いいたします。

地域の実情に合った子育て支援施設を自治体の責任と権限のもと整備する必要があると考えますが、それに伴い、保育士の確保並びに質の向上が必要だと考えます。本市の取り組みについてお伺いいたします。

働きながら子育てをしたい女性のワークライフバランスを実現するために、本市のサポート体制についてお伺いいたします。

安心して子どもを生み育てられる市へ、若い世代が子育てや仕事をしやすい環境を整えるための本市のコンセプトをお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 齊藤議員の質問に順次お答えいたします。

まず、1の安心した子育て支援でございますが、子ども・子育て支援制度、このスタートに先立って、本市で行われている待機児童対策、また今後の本市の取り組みについて、これは磯飛議員にお話ししたというだけけれども、おとといで、私もおとといしゃべったこと、きのう大野議員からも同じ質問を受けまして、ちょっと要約して簡単に磯飛議員に答弁した内容をちょっと繰り返してみたいと思いますが。那須塩原市で入園待ち児童、おおむねこの150人と、350人の定員超過の児童、これらの解消に向けて567名の保育の新たな受け皿を図っていくと、こういうことでございました。

特に、一大特徴となっているのは、後でも触れますが、認定こども園、私立幼稚園が認定こども園化をすると、このことはとても高い壁、前の自民政権が平成18年に打ち出したんですけれども、

認定こども園、これについては大変な拒否反応があって、全国的になかなか進まなかった。

幼稚園のおこった経過と保育園と幼稚園のやっている内容が違い過ぎると、これは私立幼稚園が当時、私は県議としてこの問題に深く絡んで、栃木県の幼児教育振興会長というのをずっと県議時代の晩年に務めていて、これは反対の決起大会なんか呼ばれたりした思いがありましたが、幸い当市においては、本当に職員の大変な努力で、これは多分栃木県で最初だと思うんですけれども、認定こども園、ほとんどの幼稚園が乗ってきていただいたと、これは一つのモデルとして今後、県内に必ず広まってくると、そういうことを感じながら答弁をさせていただきたいと思います。

の女性の働き方の多様化に対応できる施設の充実に関する考え方でございますが、本市で行っている働く女性に対する子育て支援としては、保育園等で一時保育や延長保育、休日保育などの特別保育の取り組みに加えて、平成23年度にファミリーサポートセンターを設置いたしまして、子どもの預かりや送迎などの支援を行っております。

また、今後も多様化が想定される就労形態に対応できるよう、ニーズの動向を把握した上で、平成27年度から計画開始となる子ども・子育て支援事業計画の中でさらに検討をしていきたいと思っております。

次に、本市における幼保連携型認定こども園の現況についてお答えいたします。

若干先ほどお話ししましたが、本市では、西那須野幼稚園とこひつじ保育園が幼稚園と保育園の両方の認可を受けた幼保連携型認定こども園として設立されております。

次に、今後の本市における認定こども園の計画につきましては、平成26年度、平成27年度に集中的に施設の整備を行い、西那須野幼稚園以外の市

内の私立幼稚園8園について、全て認定こども園に移行する予定であります。

次に、の保育士の確保並びに質の向上に対する取り組みについて、保育士の確保については、今年度から国の安心こども特別対策事業を活用し、保育士の処遇改善に取り組む私立保育園に対する補助事業として、保育士等処遇改善臨時特例事業を実施し、保育園に勤務する職員の賃金改善に向け補助金の交付を行って、今年度の予算計上額は9園に対して1,568万3,000円となっております。

また、平成26年度には、市の単独事業として保育士資格を有していても就労していない保育士、いわゆる潜在保育士の保育職場への復帰を支援するための研修事業として、保育士就職支援講座の実施を今計画しております。

このほか、市の保育士採用において、平成25年度から社会人枠を設け、保育士の経験のある39歳までの者について採用を開始いたしました。平成25年度においては8人の採用実績がありました。平成26年においては6人の採用を予定しております。

質の向上については、平成23年3月に市の保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラムを策定し、保育園の自己評価の推進や保育士等の研修の充実などに取り組み、公立保育園と私立保育園が相互に連携しながら実施をしているところであります。

次に、のお尋ねですが、働きながら子育てをしたい女性のワークライフバランスを実現するための本市のサポート体制であります。市民の多様な保育ニーズに応えるため、保育園等の関係施設を活用して通常の保育サービスのみならず、で答えたとおり、各種の支援事業にもあわせて取り組んでいるところであります。

最後に、の若い世代が子育てや仕事のしやす

い環境を整えるための本市のコンセプトについてお答えいたします。

本市は、子どもの健やかな成長と子育て環境のより一層の充実を図ることを目的として、平成22年3月に那須塩原市次世代育成支援対策行動計画・後期計画を策定し、「親と子が育ちあい 健やかにふれあえるまち なすしおばら」を基本理念に掲げ、各種の施策を現在推進しております。

また、本議会で上程させていただいております子どもの権利条例においては、子どもの最善の利益を考慮すること、子どもが権利の主体であることを基本理念として、子どもの健やかな成長の支援を目指しております。

これまでに申し上げましたとおり、安心して子どもを預けることができる保育の受け皿を確保するとともに、多様な保育サービスを展開することにより、子育てと仕事が両立できる環境を整え、人々に選ばれるまちづくりを推進し、一層定住促進の土台づくりもあわせて考えて、また現在お話ししたような状況で進行されていると、また今後も進めていくと、こういうことでご理解いただきたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） 市長、ご答弁ありがとうございました。

ここから全てに関連がございますので、一括にて質問並びに要望をさせていただきます。

おととい、きのうと答弁ありましたとおり、磯飛議員、大野議員にご説明いただいたとおり、国の政策と相まって、本市での子育て支援に取り組む姿勢にこの政策に対する思いが伝わってきます。

私も現役の子育て世代の一人としてとてもありがたい施策であり、本市で暮らす同じ子育て世代の市民の方々にも大きな大きな支援になるものと確信しております。

この待機児童の対策が解消されれば、一層子どもを育てやすい環境が整います。そして、働ける時間が確保できることで、求職活動も可能になり、子育て、仕事との両立が可能になり、よりよい暮らしが送れるものと考えております。

それでは、まず4番と5番の関連について再質問させていただきます。

先ほどもご答弁ありましたとおり、認定こども園へ移行する幼稚園は、既に移行されております西那須野幼稚園を除き、市内の私立幼稚園8園全てが移行するとお聞きいたしました。これは地域の子ども・子育ての課題についての幼稚園側の理解をいただいた結果だと思えます。

先ほど市長からご答弁ありましたとおり、今子ども・子育て会議最中では幼稚園側の要望は、この後もお言葉出てきますが、公定価格の内容によって認定こども園に行くか行かないかというところもまれている状況の中、那須塩原市においては8園全部がこども園に移行するというので、いかに幼稚園の機能を持ちながら那須塩原市の子どもの健やかな育成のために協力をさせていただいたという意思のあらわれだと私は思っております。

その中で、26年、27年と集中的に施設の整備を行っていくということですが、先ほど申しました西那須野幼稚園、こひつじ保育園に関しましては、地域のニーズに先駆けまして幼保連携型認定こども園として運営されています。

既に、移行し稼働している認定こども園に対しての何らかの支援等々はあるのでしょうか。またそういった市としての考えがあるかどうかをお聞かせ願います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 既に1カ所幼保連携型の認定こども園ということで設立していただ

いているところがございます。こちらについては、現在、社会福祉法人と、それから学校教育法人と、2つの法人格を持っているということで運営をされているんですが、新制度の認定こども園に関しては、どちらか1法人という形での制度というふうになりますので、この法人の整理統合に関する部分については何らかの補助対策というふうなものを考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ありがとうございます。

先ほども申したとおり、地域のニーズに先駆けで行っている幼稚園でございます。何らかの支援をお願いいたします。

続きまして、次に既に認定こども園で先ほど申した1園を除き、市内の幼稚園8園が全て幼保連携型の認定こども園に移行する計画であるということで、全ての園が現在の私学助成から保育部分に関しては施設型給付に変わり受けることとなります。その施設型給付の算定をするための公定価格を政府は26年度の6月までに公表すると新聞報道がありました。

そこで、実際に施設、園が完成し、27年4月にスタートする際、きのう大野議員も少し触れましたけれども、保育料、利用者負担が気になるところでございますが、こちらは、あす星議員が質問すると思しますので、詳しいことはお任せして、その外枠の部分の2つをお聞かせいただきたいと思えます。

まず、公定価格について、地域ごとの算定となると思いますが、これは都道府県になるのか、市町村単位なのかをお聞かせください。

もう一つ、この公定価格設定によっては、当市と隣接市町において格差が生じる可能性があり、利用料も含めて調整等の必要があると考えますが、

これについてはどうお考えですか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 保育料については国が省令で基準額を示し、それをもとに市町村が条例で定めるという形になってございます。今議員からご指摘のとおり、周辺の他市町との格差が生じることは決して保護者にとってプラスな部分ではないというふうには考えますので、その部分については調整が必要かというふうには考えてはございますが、それぞれの市町が判断するということが最終的な部分ですし、条例でございまして、議会の皆さんにご判断をいただく、決定をいただくというふうなことが最終の形になりますので、ご了解いただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ありがとうございます。

まだ決めかねないということなので、詳しいこととはないんですけども、普通に考えたときに、本市として先駆けて取り組んでいく事業でございます。間違いなく市町村もこの制度を用いて子育ての支援をスタートさせると思います。格差により子育て世代の負担が他市町を上回ることがないような、本市ならではの利用者負担の設定をしていただきたいと要望いたします。

続きまして、6番のほうです。

保育士の確保並びに質の向上についてご質問させていただきます。

本市では、先日の新聞等で報道があったとおり、8園の幼稚園を認定こども園に移行して、350人、さらに認可外保育園の整備計画で150人、合わせて500人の保育施設定員の増員を図り、待機児童解消を計画しておりますが、子ども・子育て会議

におきましては、年齢別により1人で見られる、保育ができる子どもの人数を変更する動きも見られ、ゼロ歳児については変更がございませんが、1・2歳児は6人から5人、3歳児は20人から15人へと、質の向上とともに保育士のさらなる確保は急務になってくると考えられます。

本市の保育整備計画・後期計画によりますと、公立の保育園では、保育園の保育士の確保人数、指標、目標が平成28年度までには100名とうたっております。あくまでこれは公立保育園の数値であります。

そこで、増員計画500名に対しての各等級の人数設定等々もありますが、今回28年度までに保育士、要は私立幼稚園が保育施設を稼働させたときの保育士の確保に向けて、先ほど市長の答弁にありましたとおり、安心こども特別対策事業を活用して予算づけして、私立幼稚園に対しての補助事業をして配備する保育士の確保について対策を練られていると思いますが、その中でも潜在保育士を呼び込むための施策ですね。一度現場を離れた方をまた呼び戻すということもありますが、きょうちょっとお話をさせていただいて聞いた話では保育にはかなりの労力を使うということもありまして、賃金の処遇改善並びに子どもたちを育てるために保育士として戻って働いていただきたいという思いを伝えるためのプランはありますけれども、その情報を伝える手段としてはどのようなことを考えているかお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 新制度に移行するに当たって、全国的に保育士不足が騒がれておるのは議員の皆様もご承知のことかと思えます。そのような中、先ほど市長から答弁がありましたとおり、潜在保育士ですね。保育の資格をとられ、

一度保育の職場につかれたんですけれども、出産とか育児とかの関係で職場を離れた方がたくさんいるというふうな情報が報道の中でございました。

そういった方の掘り起こしが非常に重要だというふうに市としても認識をしております、まず保育士の就職支援講座というものを実施してまいろうというふうに考えておまして、この支援講座のお知らせとあわせて、ぜひとも職場に復帰していただきたいというような情報提供を広く広報紙やホームページなどでお知らせをさせていただければというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） それでは、引き続き質問に入らせていただきます。

先ほど部長のほうから、保育士の確保についての呼び込むための意見をいただきました。それでは、今後整備される認定こども園8園で、必要な保育の人数がわかるようであれば教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） ただいまのご質問は、必要な保育士の人数ということでよろしいでしょうか。

認定こども園8園に私立の幼稚園が8園認定こ

ども園に移行するというふうな場合に、現時点での保育士の配置基準に照らし合わせますと、8カ所で69人ほど新たな保育士が必要となってくるといふような状況にございますが、この保育士の配置基準についても、今、国で協議が進んでいるところで、現行よりは配置がより充実するというふうな方向での話し合いというふうに聞いております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ありがとうございます。

先ほど、市長のほうから実績として挙げられている人数、おとしが8名、昨年度が6名であったでしょうか。このペースでいきますと、28年度にいくまでにかかなりの人数が、暫定の話なんですが、必要になってくると思います。

潜在保育士の方々に子育てのために那須塩原市が進む道をしっかりと説明していただき、保育士の確保に向けて、国の支援を待つのはわかりますけれども、動き出していただければと思います。

もう一つ別な質問なんですが、小規模保育施設に関しましても、地域型保育給付を受けることが可能となりますが、先ほど申しました公定価格の設定では、保育士の資格取得による保育士の質の向上を図ることは単価の加算にも有利と聞いております。こちらのコーディネートもどうするかをお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 本市として定員確保のために整備を検討しておりますのが小規模保育事業への転換というところを考えてございます。小規模保育事業の新たな制度の中での仕組みといたしましては、保育士は2分の1以上が必要であるというふうな現在の協議の中身ではなっており

ます。

半分の方が資格がなくても従事できるというふうなことにはなるんですが、無資格の方についても、あくまでも市が実施する基礎研修を受けることが要件だというふうなことが必要だということでの議論がなされているというふうな情報はつかんでおります。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご答弁ありがとうございます。

今申されたとおり、保育士の質の改善、市で用意するプログラムに対してしっかりと学んでいただきまして、那須塩原市らしさの保育ができるように、保育士の確保と保育士の質の向上をお願いいたします。

本市の子育て支援に必要な保育士の確保について市の整備計画はとても充実しておりまして、この保育事業により、園としては保育士の質の向上が図られ、保育士は正規雇用につながる互いにより環境を整備できることは、子どもの保育を安心して任せることができまして、今後の子育て世代へのさらなる支援につながると思います。

ぜひ28年度までに各園の足並みをそろえられるようお願い申し上げまして、この6番の項の質問を終了させていただきます。

最後、3番と7番と8番、こちら関連性がありまして、要望になるんですが、働く女性に対する子育て支援としてご説明があったとおり、さまざまな支援が本市にはあります。

ただし、保育の内容、休日の保育や夜間の保育によっては施設の場所が少ないものもあります。広い本市のエリアにて少なくとも各地域、例えば黒磯地区、塩原地区、西那須野地区に1つずつの事業所が設置されれば、働く環境の幅が広がり仕

事の選択肢がふえることにもつながると思います。

いろんな事情を考え、設置に対してのニーズだけを見れば、需要が少ないかもしれませんが、こういったすばらしい子育ての支援の後ろ盾があるだけで子育て世代には希望が持てると思います。ぜひ設置の場所の検討をしてください。お願いいたします。

もう一つ、ファミリーサポートセンターについてなんですが、私も担当常任委員会ということで視察に行かせていただきました。子どもを預けたい会員、それを見てくださるサポーター会員さんがそれぞれありまして、まさに地域の子どもを地域の皆さんでサポートするこのセンターは自助・共助・公助が兼ねそろったすばらしい支援制度だと思っております。

このほかにも子育て世代からのニーズがあるかもしれませんが、今後の支援事業と現支援事業を鑑みながら、多様化する子育ての環境の支援の輪を広げ普及をしていただければ、子育て支援を強化する意味でも大きなポイントになるのではないかと考えますので、支援のさらなる充実を要望いたしまして、この1番の項の質問を終了させていただきます。

続きまして、2、学校の危機管理対策について。

過日、全国各地でインフルエンザやノロウイルス等の感染によるニュースが取り上げられております。特に、ノロウイルスによる感染性胃腸炎の学校での大量感染は大きな問題になっています。

子どもたちの通う学校では、その感染リスクは非常に高いものであり、感染を防ぐ手だてに本市においては本年度から学校給食にかかわる安全管理として、衛生管理の徹底についてノロウイルスによる食中毒対策として、調理員などに対する検査を実施しておりますが、以下の点についてお問い合わせいたします。

現在行っている検査の効果についてお伺いいたします。

協力業者への対応についてお伺いいたします。
緊急時の対策についてお伺いいたします。

文部科学省では、学校内外において不審者による子どもの安全を脅かす事件、今回の東日本大震災のような地震、台風等による風水害等の自然災害や交通事故が発生しているため、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進するとともに、子どもがみずから安全な行動をとれるようにするための安全教育を支援するなど、学校の安全の取り組みを推進する子ども安心プロジェクトを推進しております。

各学校では、学校や地域の状況に応じた学校安全に関する取り組みが行われてきているものの、登校中や外出中に子どもが不審者に声をかけられたりする事案や事件が本市においてもいまだに発生しております。また、全国的に見れば、過去に小学校へ不審者が侵入した悲惨な事件も起こっております。

当市においても既に学校の危機管理はされているとは思われますが、以下の点についてお伺いいたします。

学校構内の安全組織の整備状況、学校安全点検の実施状況をお伺いいたします。

教職員の危機管理意識の定着のための実践的研修や訓練の実施状況をお伺いいたします。

職員玄関、昇降口、校門や教室棟の不審者侵入防止対策の状況をお伺いいたします。

防犯機器、器具等の設置状況並びにその器具の取り扱いの全教員への運用指導状況、また今後機器の設置計画等があればお伺いいたします。

子どもたちへの防犯に関する教育実施状況をお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、学校の危機管理対策ということで、ボリュームがあるご質問をいただいておりますけれども、最初、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、ご質問ですが、ノロウイルス検査の効果についてお答え申し上げます。

今年度からノロウイルスを調理現場から出さないことと感染拡大を防止することを目的に、調理施設従事者と学校用務員を対象として、ノロウイルスの感染が心配される10月から3月までの半年間、毎月1回、定期検査を実施しております。

学校給食に従事する職員は、当然のことながら、日ごろから自己の健康管理に努め、手洗いの励行、調理施設内の消毒など衛生管理の徹底を図っているところでありますけれども、定期的な検査を実施することで、さらにその危機管理意識を高め、衛生管理を徹底につながるものと、こう考えております。

次に、協力業者への対応についてお答え申し上げます。

まず、学校給食用物資納入業者とは毎年度物資売買契約を締結しており、その中で納入時の注意点や衛生管理の徹底について定めております。

また、先ほど他県におきまして1,000人を超える集団食中毒が発生した際には、本市でも、私から文書にて、契約業者へ注意喚起を促したところでもございます。なお、調理、配送を委託している業者につきましても、市直営の調理施設と同様にノロウイルス検査を実施をしているということでもございます。

最後に、3番目の緊急時の対策についてでございますけれども、本市では、昨年度学校給食にお

けるノロウイルス感染症等の疑い発生時の対応マニュアル、こういったものを作成し、まず調理場内で試行をいたしました。それを受けて、今年度10月からは学校、調理場で正式運用を開始したところでございます。マニュアルの中で集団感染の疑いが発生した場合の対応につきまして詳細を定めているものでございます。

次に、のご質問に続けてお答えしたいと思います。

まず、の学校構内の安全組織についてでございますが、平成24年4月27日に学校安全の推進に関する計画が閣議決定をされ、公表されました。

ここでは、学校安全を安全教育と安全管理の2つの面から捉えております。安全教育では、安全に関する知識の習得や行動する態度の育成による安全文化の構築、安全管理では学校内の安全体制や地域、家庭との連携体制の確立による被害者の減少を重視しております。

各学校におきましては、現在さまざまな災害等の発生を想定した危機管理マニュアル、これを整備して、学校の安全組織を構築しているところでございます。このマニュアルでは地震、台風等による風水被害等の自然災害や交通事故、不審者等の学校内への侵入等に対する具体的な対応を詳細に定めております。

また、教育委員会におきましては、校舎、体育館の耐震化工事を進めるとともに、各学校においては毎月安全点検等を実施し、施設等の安全確保にも確実に努めているという現状でございます。

続いて、の教職員の危機管理定着のための研修についてでございます。危機管理に特化した本市独自の研修は現在実施をしていません。しかしながら、毎年、県の教育委員会主催で安全教育指導者研修会、こういったものが開催されておま

して、本市の学校も全てこの研修に参加をして、各学校の安全教育の充実に努めているところでございます。

また、各学校における訓練の実施状況につきましては、火事、地震等に関する避難訓練だけではなくて、不審者侵入を想定した避難訓練を本年度は小学校21校、中学校では6校、既に実施をしたところでございます。

また、今年度は竜巻等の被害があったことから、竜巻を想定した避難訓練を小学校は2校実施をし、東日本大震災の教訓から、災害発生時の児童の保護者への引き渡し訓練、こういったものも小学校で10校実施をしているというところでございます。

次に、の不審者侵入防止対策状況についてでございます。一部屋裏などの雑木林部分を除きまして、ほとんどの学校におきまして道路側や隣地側には門扉あるいはフェンスを設けておきまして、日中は門扉を閉めるように指導しているところでございます。

門扉等が未整備である一部の学校につきましては、協議の上、順次整備していくように現在検討しているところでございます。

次に、の防犯機器、器具等の設置状況並びにその器具の取り扱いの全教員への指導状況、また今後、機器設置計画等についてのご質問にお答えしたいと思います。

防犯機器としましては赤色防犯灯や非常時の校内ブザー、監視カメラなど、こういったものが一部の学校に既に設置をされております。防犯器具は各小中学校にさすまたやネットランチャーなどが配備、設置されているところであります。

次に、教職員の不審者等への対応の訓練についてですが、本年度は既に小学校2校が実施をしております。今後も引き続き、各学校におきまして教職員の安全教育に関する研修と児童生徒の訓練

をさらに進めてまいりたいと、このように思っております。

また、今後の設置計画についてですけれども、現在実施中の耐震改修に伴い改築をいたしました校舎につきましては、教室内の押しボタンにより非常時には廊下のブザーが鳴るような装置を設置しておりますけれども、そのほかの学校につきましては今後検討してまいりたいと、こう思っております。

最後に、 の児童生徒への防犯教育の実施状況についてでございますが、各学校におきまして安全教育指導計画を立案しておりまして、その計画に基づいて実施をしております。

また、本市では児童生徒全員に防犯ブザーを貸与しておりまして、定期的に作動状況を確認し、使い方の指導も随時行っているところであります。

市内に不審者等が出没したときには、教育委員会から不審者情報を各学校に周知し、注意喚起を促しております。登校、下校中の防犯については、その都度、下校指導という形で指導したりしているところであります。

また、警察官等を招聘した防犯に関する教室を小学校16校、中学校では8校が既に実施しております。加えて、近年はネット犯罪等の被害もふえているところから、ネット犯罪予防のための全体的な指導を行っている学校も市内には数校ございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） 教育長、答弁どうもありがとうございました。

ちょっと長い項目になってしまったので、一括にて質問させていただくんですが、まずノロウイルス対策 のほうについて再質問をさせていただ

きます。

現行の検査の効果についてはお伺いしたとおり、前回私が立たせていただいた質問の際に、部長のほうからノロウイルス検査を実施する予定ですよということでした件と、今回これだけ全国的に広がったニュースのところが多量に重なったということもありまして、今回質問させていただきました。

それでは、2番の協力業者についての再質問をさせていただきます。

先ほどご答弁がありましたので、詳しいことは述べませんが、他県での小学校の多数の児童が給食のパン、こちらで食中毒を起こした問題に関しましては、今言われたとおり、協力業者の従業員から出てしまったノロウイルスの陽性反応から起きた事件であります。

職員に関しましても、なかなか自覚症状がない状態で菌を保有してしまう方もいらっしゃると思います。また、多少体調が悪いところがあるのにもかかわらず、いろいろな事情で出社せざるを得ない方もいるかもしれません。市に関しましては給食センターでは点呼等による本人の体調確認等々は徹底されているということですが、協力業者に万が一、ノロウイルス検査で陽性が出たときの対応についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまご質問がありました協力業者に係る対応等についてのお尋ねでございますが、教育長のほうからも先ほど申し上げましたとおり、24年度にちょっとこれは資料として、きょうお持ちしたんですけれども、「学校給食におけるノロウイルス感染症等の疑い発生時の対応マニュアル」というもので、マニュアルを整備しております。これにつきましては、市の職

員あるいは一般的な委託業者、つまり調理業務に従事している者を対象に整備してございます。

少し詳しく中身を申し上げますと、従事者でも、学校用務員を除くこれらの作業に関連のある者、その中でも従事者本人か同居人が、同じく直接従事する者の本人が感染の疑いか同居人が、さらにはもう一つございまして、集団感染の場合の調理場内における集団感染の疑いの場合と、あと学校、こちらにおける集団感染の疑いの場合、このように幾つかのパターンに整理して、これらの対応をマニュアル化しているところでありますが、お尋ねの事業者に対しましても、議員からもありましたように、毎朝業務に携わる前に、全職員が健康観察記録によって健康状態及び衛生的な身支度等の状況を申告し、栄養士がその内容を確認しております。また学校給食法における衛生管理基準に沿って、先ほどノロウイルスの検査がございましたが、ノロウイルス感染症等ということで、もう少し広く衛生管理の基準に従って、年1回の健康診断、月2回の検便、これは腸内の細菌検査でございますが、そのほか、さらに市独自で25年度から導入したノロウイルス検査、これを実施しております。これらに係る事業者についても同じものを適用しているということでもあります。

議員ご懸念の例えば調理作業中とかということも心配事としては数えられる事項ではありますが、水際として、それらにかかる手前の段階で健康調査とかそういうものを実施しながら、早期にそれらに対応するということが、調理業務に入ってからそれらの結果が出てきて対応するというのは、現実的になかなか余り想定できないところの事案だと思います。

ですから、衛生管理上、細心の注意を払いながら調理業務、調理場内に入るわけですから、それ以前に、家族のものであったり、関連する動線の

中でそういうノロウイルスに疑わしい状況が出てきたという検査をしますので、その段階で判断をしながら進めていると。一般的な委託業者についても同じものを適用して進めていると、こういう状況でございます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ただいまご答弁いただきました。ありがとうございます。

3番の緊急時のほうで多少触れようと思ったんですが、内部的なお話もいただいたので、もうちょっと極論にいきまして、ノロウイルスの感染を発見したときのセンターの運営に対して、これも他県で起きました事例なんです。調理員8名がウイルス感染をいたしまして、小中学校の給食を市が停止したという事例があります。

翌日、午前中で給食がある日はそこで授業を打ち切り、学校からご家庭へ帰して、次の日からは児童生徒はお弁当を持って対処したという記事があります。ただ、給食を停止したときの対応は、これは新聞の記事なんですけれども、調理員8名がウイルス感染したから市としてとめるのが当然だと思われたんですが、調理員がいないから停止をしたみたい記事の内容がありまして、多少ちょっとこら辺で、正確かどうかわからないんですけれども、本市において、そういった感染者が出た場合、水際でとめられなかった、そういったものが起きたときの対応をお聞かせいただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 先ほど申し上げましたこちらのマニュアルに従いまして実施することになりますが、その内容は、そういった事案が発生したものをそれぞれ場長から受けた場合に、教育委員会、教育長、その他関係機関への報告、連絡、

相談等をするほか、それらとの適切な指示、当然協議の中では指示事項等も入っているかもしれませんが、そういった指示等を行うとともに、指示を受けた際に、それらを勘案しながら調理場のほうにも指示を行うのでありますが、その際には給食の自粛、中止も含めた自粛、これらについて協議判断をしていきたいと、このようにマニュアルではなっておりますので、これに従うことになると思います。

ただし、その発生の状況、例えば議員が先ほどおっしゃったような8名とかすごい数の人数と、たまたま1人の方が家族が何かの関連で、特に自覚症状もないまま、菌だけが検査の結果出てきたと、そういった事案とはまた少し趣も異にするのかなということで、学校給食の中止ということは、安心・安全の面からは非常に重要な決定ではあるんですが、それに係る影響が、配食している以上非常に大きな影響が出るということも含めまして、基本的には自粛、中止とはなりますが、その発症の状況、例えば家族の中で誰か出たとか、そういったことを勘案しながら、それは適宜判断することにならうかと思えます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご答弁いただきました。

それでは、もう一つ確認です。給食を自粛、中止になったときに、先ほどの事例がありました。お弁当の持参になったときの給食費の対応についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 給食費はそれなりのご負担をいただいているということから、過去にも、大震災のときの給食調理場の稼働がなかなかうまくいかなかったという事案もありました。その際

も、給食が提供できなかった日割り計算をして、年度末に精算還付という形をとっておりましたので、その例にならうことになると思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご答弁いただきました。

ありがとうございます。

質問に関しては、かなりマイナスな意見で、あくまで対策ということなので、本来なければ全然いいことでありまして、もしあったとき、意識づけ等があればそれだけの対応がある、マニュアルがあるということなので、了解いたしました。

那須塩原市の食の安全管理の徹底は、個人個人の危機意識、協力業者も含めた全員の衛生意識があることで初めて子どもたちにおいしい給食を届けられるのだと思います。しかもマニュアルを活用した訓練も実施してであると申したとおり、関係者に対し、危機管理の意識づけとして予防訓練を実施しているとお聞きいたしました。

今後も安全の徹底を実施していただき、対応マニュアルは場内のケース、先ほど答弁いただきましたとおり、協力業者、学校も含めて、さまざまなケースで発生した後の対策等を策定されていると思います。

事が起きたときに冷静かつ迅速に行動できるよう、協力業者も含めた中で、そのマニュアルを参考にした緊急事態訓練等を定期的実施していただきたいと思えます。おいしい給食は安全管理の徹底から、これからも子どもたちの笑顔のためにおいしい給食を届けてください。

こちら のほうは、こちらで閉じさせていただきます。

続きまして、 の学校の危機管理についての再質問に移させていただきます。

1番と2番の答弁に関しましてですが、耐震化

工事につきましては、予定を早めてまで那須塩原市の動きがわかっております。理解しておりますが、さまざまなケースでの災害を想定した危機管理マニュアルを整備して、学校の安全組織の構築をされているということですが、この危機管理マニュアルでは日常及び緊急時に対応できるよう、対応の手順や教職員の具体的な役割分担、校内や関係機関等への連絡体制の確認の周知徹底等は、マニュアルとしてされているのかどうかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お尋ねの危機管理マニュアルですが、これは本当に随時内容をチェックして、不十分なところがあったとすればそれを改善するという形で、随時更新をしております、その一部は私ども教育委員会のほうでもお預かりして、中身を見させていただいております。

各学校それぞれ内容、項目、表現の仕方は多少違うところはありますけれども、とどまるどころ、子どもたちの安全をどう確保するかという体制については、きちんとフローチャートのような形でこういう場合にはこうするというようなことが詳細に書かれておまして、それに従ってシミュレーションできるようになっております。

また、関係機関等への連絡体制につきましてもきちんと図が入っていたり、連絡先がきちんと明記されていたりしまして、職員室での対応、あるいは保健室での対応、そんなものまできちんと明確にされたものが各学校で整備されてあるというのが現状でございます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご答弁いただきました。

わかりました。各学校での訓練実施状況もあらゆるケースの訓練を実施しているということで、

教職員や子どもたちの防災意識の向上が図られていることはすばらしいことだと思っております。

こういった自然の猛威による災害や人災、いつどこで起きるかわかりません。この訓練は決して時間の無駄にはならないと思いますので、今後もあらゆるケースを想定した訓練を実施していただくようお願いいたします。

続きまして、3番、4番、5番が関連づけられていると思いますので、一括して再質問に入ります。

現在、ほとんどの学校において門扉や外周フェンスを設けているということですが、一部門扉が整備されていない現状に対し、こちらは市の早急な対応をお願いいたします。

その中で、最近では防犯カメラを設置する学校もふえておりますが、本市の考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） お尋ねの防犯カメラの件でございますが、特に全ての学校、こよなく設置をするという方針はこれまでとってはきていないわけです。各学校の経営者である校長を含めて、そういった要望があったところに優先的には設置をしてきたところでございまして、現在の状況を申し上げますと、防犯カメラの設置ということに関しましては小学校で3校ということで、それ以外の学校については防犯カメラの設置はございません。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） 対応が3校ということで、すぐの対応が難しくとも、侵入の抑止効果としては大きな役割を果たすと考えております。

今後はぜひ検討課題として取り上げていただき、

小中学校に最低1台以上のカメラ設置を検討していただければと思います。

そして、庁舎内の防災器具に関してなんですが、設置等はされており、訓練等もされているのでしょけれども、首都圏内の事態が起こっている場合での緊急事態の周知方法といたしましては、簡単に言うと、学校内でどこかで起きているものが周りにわかるような状態の意味なんですけれども、ボタンを押すことで、先ほど防犯灯の答弁がありましたけれども、そういった情報手段の伝達の設置についてもぜひわかりやすいものを設置していただき、なるべく早い対応をお願いしたいと思います。

先ほど答弁の中で発言された中で、ちょっと私のほうで書き漏れているんですが、答弁のほうでいただいた竜巻に関する対策について、特に突風対策についてお伺いいたします。

おとし、県内で真岡市、そして昨年、矢板市内を襲った竜巻は、住宅や商業施設、農業施設、工業施設に大きな被害をもたらしたのは記憶に新しいことだと思います。

真岡市においては、西田井地区において庭の大木や防球ネットがなぎ倒され、校舎のガラスが220枚以上も割れて、校舎内ばかりでなく校庭や近隣、畑、田んぼに飛散しており、私も真岡の場所に関しましては発災した後、ボランティアで駆けつけ、見地をしてがれきの撤去の活動を通し目の当たりにしてきました。

また、矢板市においても動画等がアップされておりましたが、竜巻のすごさを思い知らされました。

幸い、真岡市に関しましては、休日で子どもたちの負傷者が出なくて安堵いたしました。もしふだんの日に被災していたならばと想像するだけでぞっといたします。

いつ起こるかわからない地震とは違って、台風や突然発生する竜巻は、夏場の大気が不安定なときに発生しやすくなります。竜巻が発生した場合には、子どもたちの命を守るために早急なる対応が必要となりますが、先ほど答弁があったとおり、竜巻を想定した避難訓練も実施している中で、まず3点ほど、発生過程がわかるような情報入手はどこから得るのかをお伺いいたします。

続きまして、発生がわかった時点での対応をお伺いいたします。

3番目が地震や竜巻などでまず考えられるのは、避難した後、校舎内であればガラスの破損です。もちろんガラスに近寄らない等の指示等はあるかと思いますが、実際にガラスが割れると、それが凶器に変わり、子どもたちに襲いかかります。そこでガラスの飛散防止フィルム等の対策はとられているのか、以上3点をお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまご質問がありました。情報の入手、こういった入手方法があるかと、これは市の防災行政にかかわる情報が第一義的にはあるかと思いますが、これは共通的な全市的な意味での情報がこのようにして取得できると。同じような内容が当然、議員お手元のみメールなんかにも同じような内容が入ってくるとは思いますが、そういった防災行政情報、そのほかに、各学校ではラジオもしくはテレビ、そういったメディアを通していち早くということで、危険性のある時間帯あるいは予測できるような状況の場合は、そういったメディア等を最大に活用ということになります。教育委員会も同様に、同じような形をとってございます。

次に、具体的な対策ですね。これは、先ほどもマニュアルといいましょうか、ノロウイルスのほ

うでお見せした、実はこういう竜巻から身を守ろう、水から身を守るためにということ各学校のほうに配らせていただいております。

かつ、これは各学校の全教室に多分張ってあると思うんですけども、こういった竜巻発生時における対応ということで、竜巻の予兆についてはこういうときですよと、竜巻が起きるときはこんな状況が出てきますよと、具体的な例があります。

そのほかに発生した場合に、例えば児童が教室にいる場合、あるいは教室以外の校舎内にいる場合、体育の授業とか部活で屋外にいる場合、そういったときには幾つかの対応がこちらに記されておりまして、その中にもそのときの教員の役割、こういった形で教員が児童の安否あるいはけがの有無について対処するかということが各教室に張られております。

これに基づいて、当然動くわけですが、やはり何といっても竜巻で予測できないような被害というのも当然ありますから、まずは一番手っ取り早い避難、これは頑強な建物にまず避難すると。それと、窓を閉めてカーテンを引く、もしくは窓ガラスからできるだけ離れると、まずこれをやっていただくと。それが第一番的に出てくるわけなんです。

そういったことがこれまでも訓練の中でもされていますし、周知もされているものと理解しております。

さらにはもう一点、ハードの面のお尋ねがありました。これは耐震化にもかぶる部分もあるんですけども、つまりそういった竜巻とか震災によるガラスの飛散、これは強化ガラス、特に耐震化によって建てかえをしているところについては強化ガラスということで、割れても、あるいは飛散しても、その割れたものが、要するに鋭角にならないようなそういったガラスを使っていると。

そのほか順次飛散防止のフィルム、これを張っていくような方向で、全ての学校をすぐにということはまいりませんが、順次こういった飛散防止フィルムの対応もしていく、こういった現状、状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご答弁いただきました。今後というか対策、学校にはそういった対策がなされていくということで安心いたしました。

これからはこういった災害ですね、地球温暖化が間違いなくその要因だと思うんですが、頻発可能性が高くなるこの自然の猛威に対し、子どもたちの安全を確実にできる対処法を考え続けていかなければならないと思っております。

もちろん子どもたちには教育の実習をさせ、これらの災害に対応できるスキルを身につけていただくが必要になってきます。「災害は忘れた頃にやってくる」。こちら災害に関してもそうなんです。もちろん今の時代は人災も忘れたころということでやってくると思います。

そこで、最後の質問となりますが、防犯機器として、防犯機器、表現が合っているかどうかあれなんですけれども、昨年9月議会に出て予算計上され、ただいま試験的に実行を行っている地域児童見守りシステム「ココセコム」についてお伺いいたします。

1回の出動当たり1万円、市の助成が9,000円、各家庭の負担が1,000円という実費の内容を一小学校のほうで保護者に対する説明会を開いているということでありますが、これまでに説明会が実施されて、実際に貸与された子どもたちの反応並びにそれによる実際の出動、呼び出しはあったのかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまのお尋ねのモデルで実施した現在の姿ですね、加入者、こちらにつきましては6名となっております。

出勤関係の呼び出しといいたいでしょうか、これらについてはゼロ件という形でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） それでは、今期の定例会、今予算のあれで議会中ですが、ここで予算づけされているこの見守りシステム事業に関しまして、予算が568万1,000円計上されております。この内容をお聞かせ願います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまのご質問でございますが、平成26年度当初に計上させていただいておる内容でございますが、基本的には市内の小学生全員を対象としたいと考えております。

内容的には初期の導入経費、こちらが7,560円となっております。そのほか緊急時の現場駆けつけの費用、これが1万円のところ90%の補助ということで9,720円ということで、これらを含めて計算しますと、補助金で568万1,000円という形で今回計上させてもらっております。

内容的には当然加入率、加入を想定するというのもございますが、今年度6名という形で加入があったわけですが、こういったものが広く一般的な周知、あるいは報道等に載れば、那須塩原市としても、子ども安全対策見守り関係での抑止力にも大きく寄与すると、このように考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご説明ありがとうございます。

す。

1つ、先ほど説明答弁の中にありましたけれども、子どもたちが今現在つけておる防犯ブザー、これとの兼ね合いについてお聞かせ願います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 現在使用しております新1年生の防犯ブザーですが、これにもわかにそれらの見守りシステム導入ということと抱き合わせですね、廃止ということにはなりませんので、当面はこのブザーも続くものと、このように承知しております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） 併用ということで子どもたちにもし手渡されたときにどこにぶら下げるか、その辺もよく見ていただいて、どちらを引けばより効果的なのか、その辺もよく見ていただければと思います。

地域の防災、防犯、学校の危機管理ということでちょっと広げ過ぎたかもしれませんが、地域の安全は、本来であれば地域の方で守られていた時代とは変わり、どんな人が急に悪しき人間に変わるかわからなくなってきてしまった時代に突入していると自分は思っております。そんな中での今回の「ココセコム」の導入に関しましては、正直考えさせられるところがあります。最近の事件、事故が悪徳化している背景もございます。地域で子どもたちを見守れる、あるいは自分の身は自分で守ることを念頭に、個人個人が行動しなければならなくなってしまった今般、心ない人間の自分勝手な行動により寂しい事件、事故が全国各地で報道されています。

また、この地域においても、さきおとといですか、「みるメール」にあったとおり、声かけ事案

は発生しており、子どもたちが犠牲にならないように、先ほど部長の答弁でありました抑止の意味も込めて機器を持たせる個々の時代になってしまった事実がこういった結果に結びついていることに正直物すごく悲壮感、悲しい思いをしているのが現状です。

人間が注意して、大人たちが子どもたちを見守ればよかったものと違って機械に頼る時代、それだけ人々の生活に余裕はなく、子ども一人一人との接しが、要は賄い切れない、そういったところをこういった機器によって補える。この機器があれば助かるんじゃない、我々が目が届かなかったときに、この機械が役に立っていただく。そういった説明をしっかりと、この予算計上が実になる言い方は変な状況になってしまいますが、保護者たちに説明をし、あなたたちが毎回面倒を見ていても、目を離したすきに「魔が差す」という言葉がありますけれども、そういったことが起きる。常に気を使っている、仕事等には手がつかない。そういったお互いの場所を埋めるためにこの機器が導入される。そういった事実も含めて、つければお守りというわけではなく、市として子どもたちを安心・安全で育てるところのテーマを掲げて、ぜひ説明等を踏まえて、子どもたちの安全・安心のために生かしていただきたいと思います。

この地域では大変な事態が起きないよういろいろな対策を講じていてくれています。ただし、地域のみんなでの人の安全を本気で考えていけるよう、そちらの指導もいろいろ対策をしていただければと思います。

「子どもは地域の宝」、まさに将来、この那須塩原市を支えてくれる人、人間を大切に育て守るために、今後も一人の子育て世代の親として私がかかわってまいりたいと思います。

以上、学校の危機管理ということで質問させていただきました。

これで私の市政一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、4番、齊藤誠之君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時59分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平山啓子君

議長（中村芳隆君） 次に、23番、平山啓子君。
23番（平山啓子君） 議席23番、公明クラブ、平山啓子でございます。

3項目質問させていただきます。

まず、1項目め、生きがいづくりの一環として、健康で長生きを目指すことは、多くの国民が望むところです。人生を最後まで元気に総仕上げすることを願い、健康寿命からもう一歩進めて労働寿命の延長、つまり働く寿命を伸ばすことができれば、健康維持にも結びつき、高齢社会を乗り切る道ではないでしょうか。

生きがいづくりの一環として、高齢者による福祉施設でのボランティア活動に対して介護支援ボランティア・ポイント制度を導入する自治体もあることから伺いたいと思います。

介護支援ボランティア・ポイント制度の本市

にとってのメリット、デメリットについてお伺いいたします。

介護支援ボランティア・ポイント制度の先行事例の調査、検討についてお伺いいたします。

介護支援ボランティア・ポイント制度を導入するお考えについてお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 平山議員のご質問にお答えいたします。

私は常に疑問に思っていたことがあって、これは質問される方も非常に大変、答弁も、今ちょっと言ったんですけれども、大変とは言いません。ただ、今回16名の質問が出ておまして、一般質問と代表質問、この中で14人が、いわゆる保健、医療、福祉、保健福祉部関連の予算であり政策に絡むものが非常に多い。突然疑問になって、この議会を前に保健福祉部長に来ていただいて、「実はこんなに質問出るんだけれども、那須塩原市の保健、医療、福祉、介護も含めてこういう部門のレベルはどうなんですか」と言ったら、「それは県内では非常に高い」と言って、それはちょっと安心したんですけれども、だけども高いか低いかは他との比較もあるので、ぜひこういうさまざまな質問の「見える化」、他と比較するとどの程度にありますよというのを私も知らないで、少し時間がかかってこの「見える化」を図ってほしいと。これをぜひ議員の皆さんにも携帯いただいて、レベルは低くない、高いというのを信じて、そういう中でもっと進化したものに議員の方が気がついたら、そこに照準を当てていただくと。こういうことでどうだろうなということを保健福祉部長とも協議をさせていただいておりますので、いずれ「見える化」が出てきたときには、私と執

行部と議員がそれを持っていて、そして、これ質問14人出ると、もしかすると、那須塩原市の福祉は低いのかなという、そういう疑問がちょっと沸いたんですよ。そうではないと聞いて安心して、いい答弁しますけれども、ちょっと安心はしました。

それでこの全体の流れで、直接関係ないというかもしれませんが、那須塩原市の一般会計、特別会計、合わせると約640億円です。この中で保健福祉部が執行する予算は、大体ここ数年来320億円、1つの部で、こういう予算を執行しておりますので、それはお金をたくさん執行するからいいとか悪いとかではなくて、そういう全体の形の中でどのレベルにあって、ここをこう突けばもっと進化すると。こういう方法をできれば議会とも共有していきたい。こういう思いで、けさも質問前に改めて打ち合わせもさせていただきました。できるだけ納得いく答弁しますので、ちょっとこれから早速答弁に入ります。

生きがいくりの一環としてのご質問ですが、介護ボランティア・ポイント制度の本市にとってのメリット、デメリットについてまずお答えいたします。

先行事例等から見ると、メリットとしては、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて積極的に地域貢献や社会参加をしていただきながら、ご自身の健康増進や介護予防につなげていただけることが期待できると考えております。

デメリットとしては、さまざまなボランティアがある中、介護支援ボランティアのみポイント制度を導入することへの若干の矛盾、あるいは受け入れ施設や居宅等においてトラブルがあった場合どうするかと、こういう責任の所在、こんなことが一つの課題に上がってくるのではないかと考えております。

介護支援ボランティア・ポイント制度の先行事例の調査と検討、そして介護支援ボランティア・ポイント制度の導入については、合わせて不可分なものですので答弁をいたします。

ここ数年来、介護支援ボランティア・ポイント制度を導入する自治体が全国に増加をしております。去る2月20日開催の全国厚生労働関係部局長会議資料によりますと、平成24年12月現在、全国で75の自治体の実施をしております。また、県内においては、栃木市と日光市が実施をしております。

本市においても、高齢者人口の増加に伴い、元気な高齢者がボランティア活動等を通じて地域社会で活躍できる環境、生きがい対策などの必要性が高まってきていることから、来年度作成する第6期那須塩原市高齢者福祉計画に介護支援ボランティア・ポイント制度を導入する方向で、決定ではなくて検討を進めているところでございます。

実施に当たっては、ボランティア活動の対象範囲を介護施設に限定するか、あるいは身体介護や生活援助まで含めるか。また、他のボランティアとの整合性などの課題はありますが、高齢者の生きがいの増進、住民共助意識の醸成、高齢者の活躍の場の創出などの効果に結びつくと期待できるよう、極めて前向きに現在検討に入らせていただいております。

以上、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ただいまはありがとうございました。

前向きに検討していただけるということで質問もない状態なんですけれども、今、第1項目めのメリット、デメリット、また高齢者の先進事例などをお示しをいただきました。やはりどのような事業でもメリット、デメリットは、これはつきも

のだと思います。まして今回は今市長がおっしゃいましたように、介護予防、生きがいづくり、社会参加の促進ということで、住民相互の介護支援ということでまた、これが一つのメリットじゃないかと思えます。

また大きくは介護保険を利用しない、元気な高齢者に保険料を還元することにもつながるのではないかと思います。デメリットに関しましては、先ほどもおっしゃいましたように、いろいろな相手とのトラブルとか、ボランティアの高齢化とか、いろいろなものがあると思うんですけれども、やはり高齢者が住みなれた地域で、自分らしい生活を送ることができる仕組みが今求められているところです。やはり顔が見える、人々と手を取りながら、地域の一員として心豊かに生きていくというのは、地域包括ケアにもつながってくると思えます。また、本市が抱えている地域見守り支援合い事業にも、これがマッチするのではないかと考えております。

昨年3月の定例会でも取り上げましたが、近年、介護給付費の抑制のため、予防重視の施策が各地で展開されている中で、高齢者の社会貢献活動を促して健康寿命を伸ばす取り組みへの関心が高まっております。

国は、平成19年度にこの介護予防のために、市町村が行う地域支援事業の一環としてスタートいたしまして、今市長のほうから答弁がありましたように、現在ではもう平成24年度では75自治体の実施していると。各自自治体により制度は多少異なりますけれども、ボランティア活動でためたポイントを現金や商品などに換算できて、介護保険料の負担が実質的に軽減されるということが期待されているところです。

先進地の事例ですと、私が簡単に調べたところでは、例えば三重県桑名市、愛知県津島市、我が

市よりも人口が少ないところなんですけれども、そちらのほうの先進地では、この制度の対象となる65歳以上の方が市の社会福祉協議会に登録いたしまして、指定された施設などでボランティア活動をするスタンプを押してもらい、そのスタンプを地域振興券に交換する、そのようなシステムを採用しているというところです。

また、その地域振興券は、地元の協力店での買い物、食事、また美容などにも利用でき、また宇都宮市のほうでは、最近新聞に出ていましたけれども、このボランティア年齢を60歳以上に拡大し、あらゆるボランティア活動にポイント制度を導入する考えがあるということで今検討中とのことであります。

総務省が2013年4月に発表した人口推計、2012年10月1日現在なんですけれども、総人口が1億2,751万5,000人のうち、65歳以上の人口が3,079万3,000人と、初めて3,000万人を突破したということです。全都道府県で初めて65歳人口が15歳未満の年少人口を上回ったと聞いております。

急速な高齢化に伴って、社会保障給付金額は年々増加、労働寿命の延長は国や自治体の財政にもよい影響を与えるのではないのでしょうか。

多くの国民が人生を最後まで元気に総仕上げすることを希望しているのは言うまでもありません。生産年齢人口の減少は、高齢者にとっては労働機会のチャンスが拡大することもあると捉えてもいいと思います。定年退職ではなく、年齢を問わず働ける、人のためにお役に立てる、自分がまた当てにされていると思うと喜びでもあり、また若い方にもその姿を示すことができるのではないのでしょうか。また、これがひいては定住自立につながるのではないかと思います。

今、市長からすばらしいご答弁をいただきまして、第6期の福祉のほうに今検討をしていただく

ということでご答弁いただきました。それが本当に実施できるように、重ねてお願い申し上げます。

続いて、2項目めの納税のあり方について移ります。

消費税が8%に引き上がる日が迫ってまいりました。生活をどう切り詰めようかと真剣に考えている方も多いと思います。超高齢化が進む中、年金生活をしている市民は年々増加する一方、年金暮らしのお年寄りにとっては、年6回受け取る年金からの納税は大変厳しいとの声も上がっております。納めやすい環境づくりと、納付の厳しい方への対応が必要かと思うことからお伺いするものです。

納めやすい環境づくりについてお伺いします。

納付の厳しい方への対応についてお伺いいたします。

納税相談の実績と職員の対応についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） それでは、2の納税のあり方についてお答えをいたします。

まず、の納めやすい環境づくりにつきまして、金融機関での口座振替の推奨を図るとともに、コンビニエンスストアでの24時間納付、本庁及び各支所のトワイライト時の納付等で対応しているところでございますけれども、今後はクレジットやペイジー等を利用した新たな納付方法、これらが納入できるかどうかについて検討してまいりたいと考えております。

次に、の納付の厳しい方への対応についてでございますけれども、納税相談の中で収入、支出、財産等生活状況の聞き取りをした上で、納期内納付が厳しい方に対しましては、分割納付の相談、

これらを行いながら分割での納付を実施しているところでもございます。

の納税相談の実績と職員の対応についてですが、納税相談につきましては、来庁のほか、電話、個別訪問により実施しており、件数につきましては、平成23年度は7,235件、平成24年度は6,947件、平成25年度は平成26年1月末現在でございますけれども、4,590件の相談を行っております。

職員の対応につきましては、丁寧な納税相談に心がけておりまして、相談者の生活状況の聞き取りをし、個々の実態により対応をしております。

なお、平日の相談に来られない方につきましては、本庁及び各支所のトワイライトや年3回の土曜日、日曜日を利用した休日納税相談で対応しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ありがとうございます。

口座振替の推奨、またトワイライトですか、あとコンビニ納付ということがありましたけれども、コンビニ納付は確か平成19年から始まったと思うんですけれども、そのコンビニ納付の実績と今後の展望ということと、あとペイジーというのがちょっとわからないんですけれども、教えてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） まずコンビニ納付の実績でございますけれども、全体といたしまして納付額の10%強がコンビニを利用した方で、コンビニで納付をいただいております。

納付額そのものも毎年ふえてきておりますので、これらのコンビニの収納につきましては、これからも推奨してまいりたいというふうに考えております。

それとペイジーということでございますけれども、マルチペイントネットワーク、これをペイジーと言うようでございますけれども、収納の内容といたしましては、取引銀行とのインターネットバンキング開設口座や取引銀行のATMから納付ができるという内容のものでございます。

これらの特徴といたしましては、パソコン、携帯電話等から利用できるということで、24時間の対応がこれらも可能でございます。また、現金が不要というところもでございます。

ただ、課題といたしましては、やはり県内と市内におきましては、足利銀行だけしかまだ導入されておりません。そういったことから、ほかの金融機関との関係もございまして、これらの導入についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはりパソコンなんか使える方は、ご高齢の方はちょっと厳しいかなという方もいますけれども、どんどんそういうのが進化されて、こちらにもやはりメリット、デメリットがついてまいります。

もう一つ先を行きまして固定資産税、また都市計画税ですね、また国保税の納付の対象者、またそれにかかわる口座振替を利用している人は何人いるか教えていただきたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 申しわけございません。ちょっと細かい資料持っておりますので、この後調べて答弁させていただきたいと思っております。

それと先ほどのペイジーですけれども、マルチペイントネットワークということで申し上げます。

たけれども、正確にはマルチペイメントネットワークの誤りでございます。大変失礼いたしました。
議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） それでは、後ほどそちらの利用人数を教えてくださいと思います。

納めやすい環境づくりということで今回伺いましたんですけども、やはり超高齢化がますます進む中で、持ち家で年金生活をしている市民は年々増加する一方です。年金暮らしのお年寄りにとっては、年6回の受け取り年金から固定資産税を納めることは、1回の納付額が高額になることもあり、大変厳しいとの声がたくさん寄せられています。

那須塩原市におきましては、固定資産税の期別は、納期は年4回、国保税に関しましては年8回です。また、年末の12月は固定資産税、国保税がダブってきます。そこで年金暮らしのお年寄りの方から、やはりお正月を控えて、孫にもお年玉をやるのが厳しいという方が何人かいらっしゃいます。

そこで、口座振替による納期の回数の見直しができないか、収納率アップにもつながることなので、その納期の回数をふやすことはできないか伺いたいします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 納期の回数ということでございまして、先ほど議員がおっしゃいましたように、固定資産税と市県民税につきましては年4回ということでございます。これにつきましては、地方税法で定められております。そういうことで、地方税法の中での4期ということがございまして、それをもとに条例で定めるということになっておるわけでございます。

そういうことから年4回ということで、固定資

産税と市県民税は対応しているところでございまして、現在のところはこの4回のみでいければということで考えております。

また、国保税につきましては、特に地方税法での定めがございませんので、納付しやすいというような意味合いも込めまして8回ということで行っている状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） 近隣の自治体と比較するわけではないんですけども、大田原市なんかはちょっと回数が、国保税に関しては回数が多いのでかなり助かっているという声も聞いております。

また、新潟市なんですけれども、これは2013年度から固定資産税、また都市計画税を合わせた口座振替に限り毎月納付に改善され、市民から感謝の喜びの声が寄せられたというふうに聞いております。やはり固定資産税は、年4回はきっとこれは無理なのかもしれませんけれども、国保税が8回を9回、また10回に、同じ金額を払うんですけども、回数がふえれば少しでも助かるのではないかなと思ってこのような質問をさせていただきました。

あと、納付の厳しい方への対応といたしまして、やはり今相談件数もお示しがありましたけれども、相談件数とそれに対する実績というか、回数は平成23年、24年、25年とお示しになったんですけども、この中でもそれが実績に結びついたとか、そのようなことがあったら教えていただきたいと思います。

また、滞納対策にもつながるんですけども、相談に来られた方の分割の相談の実施もお示しがありました。なかなか厳しい方には、夜に本庁に来ていただいて、年3回の休日の納税の相談もあるということなんですけれども、職員の方が知

っている人がいるからあそこへ行くのは嫌だわなんていう感じで、本庁にも足が向けられない方もいると思います。こういう中で家庭訪問ですか、それらの実施なんかはしているのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 先ほど答弁しましたように、納税相談につきましては、かなりの件数を実施しておるわけでございます。

そういった中で、納税相談をすることによりまして、一括で納められない方につきましては、当然自分の収入に合った分割ということで、金額も相談をしながら納めていただいているということでございます。

また、休日納税相談で通知等を差し上げますと、納税相談来る前に自主的に納めていただいているというのも実績として上がっているところでございます。

それと訪問徴収の関係でございますけれども、市には徴収の嘱託員という方がいらっしゃいます。各地区に分けているわけでございますけれども、どうしても納めに来られないという方につきましては、納税相談等でご相談いただければ、徴収嘱託員の活用というのも一つの選択肢としてできるのではないかと考えておるところでございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ありがとうございます。

嘱託員の活用も考えているということなんですけれども、今までにこの嘱託員の方が何回か足を運んだとか、そのような実績があったら教えていただきたいと思います。

また、職員の方が家庭を訪問するということが今答弁でなかったんですけれども、なかったと思ってよろしいんですね。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 嘱託員でございますけれども、嘱託員につきましては、先ほど言いましたように、なかなか納めに来られないという方々に対して、ある程度回数を決めてそれで訪問をして税金をお預かりするという形で、これは市内全域にわたっているところでもございます。

それと、現在、職員がご家庭に訪問してというのはありませんけれども、実際に訪問をして納税相談する中で、そこでお預かりをしてくるというケースはございます。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） やはり困って相談に来る、大変な思いをしてここへ来る、足を運んでくると思うんですね。私たちはサービス業の一員として、やはり一人でも多くの人と会って、相談者の方向性を示すことも大事だと思うんですね。やはり資格証、短期証もありますけれども、これはあくまでも最後の手段であると思います。

そこで、相談者の身になって、本当に親身になって相談してあげてその方の、例えば違う窓口を紹介してあげたり、そういう親身になっている職員の資質というか、皆さん一生懸命やっいらっしゃるのでしょうけれども、やはりそこで私たちの立場、私たちが市民に対しての御用聞きに徹するような、そういうような姿勢も大事じゃないかというふうに思います。低所得者の方が安心して生活できるよう、さまざまな観点からの対策を願うものです。

3項目めに移ります。

「がん教育」についてお伺いいたします。

今や日本人の2人に1人が人生で一度はがんになり、3人に1人はがんで亡くなると言われております。教育現場においては、がん教育はほとん

ど実施されていないのが現状です。未来を担う子どもにがんに関する適切な知識を与えていくことが必要と考えます。

東京大学医学部附属病院放射線科准教授の中川恵一氏が講師を務める健康教育プログラム「生きるの教室」は、全国の中学2年生を対象にがんの予防と治療に関する学習を通じて生きる力を育むために開催をしていることから、お伺いするものです。

「がん教育」は必要と考えますが、本市の考え方、また取り組みについてお伺いいたします。

「生きるの教室」の採用についてお伺いします。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、「がん教育」についてのご質問がございましたので、順次お答えさせていただきたいと思っております。

まず1番目、「がん教育」についてでございますけれども、この件につきましては、平成24年12月議会の一般質問におきまして、平山議員に一度お答えをさせていただいたところでございますけれども、現在小学校におきましては、体育あるいは保健体育で、学級活動の中で、中学校におきましては保健体育、学級活動の中で生活習慣病の予防、喫煙防止、薬物、放射線の影響等を学習する機会に、がん予防に関する内容を示し、新しい知識の習得を得るように取り組んでいるところでございますが、今般、がんの教育総合支援事業というものが国でも立ち上げまして、2010年からいろいろな動きが出てまいります。

そういう中で、モデル校による先進的な研究であったり、あるいは教材の開発等、そういったものが順次出てくると思っておりますので、そういうもの

も踏まえながら、このがんの予防、そういったものにつきましても、重要な一つとして取り組んでいきたいと考えております。

次に、「生きるの教室」についてのお尋ねでございますけれども、現在のところ、この「生きるの教室」そのものについての採用は考えてはおりません。しかしながら、国が示しましたがん対策推進基本計画におきましても、がんの教育・普及啓発の項に述べられているように、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者の対する正しい認識を持つような教育を保健体育、あるいは学級活動の授業を中心に推進していく必要があるのかなと、こう思っておりますし、先ほど議員からお示いただきましたこの「生きるの教室」の映像を見させていただきましたが、まさにこれはがんというものとどまらず、命についての教育というくりにも私はなるのかなと思っております、そういう視点からは、実は既に各学校におきましても、こういったものの教育につきましては、道徳あるいは総合的な学習の時間、そういったさまざまな学校教育活動の中で取り上げて実施をしているということもぜひご理解いただきたいと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはり去年も質問させていただきましたけれども、今までがん教室については、本市におきましても、小学校の高学年、中学校の生徒に命の大切さを、いろいろな分野で教えているかと思われませんが、その効果ですか、児童生徒の反応とその後の効果、まず家族との話し合いとか、そのような効果があったでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） その効果についてという部分について手元に確かな資料はございませんけれども、明らかにご承知のとおり、国民の死亡の原因でこのがんによるものというのが大変多くなっている。それから、私たちの身に回りでもこういった事例が多く見られるようになってきている。場合によっては、自分の家族の問題としてということもあるわけでありますので、子どもたち、教職員もそうですけれども、大変重要な課題だというふうな認識をどこでも持っているものと、こう思っております。

議長（中村芳隆君） 23番、平山啓子君。

23番（平山啓子君） ありがとうございます。

先ほども教育長のほうからご答弁がありましたように、文科省が今回、日本学校保健会に設置したがんの教育に関する検討委員会が、2月24日に検討結果についてのご報告を取りまとめました。文科省はこれを受けて、2014年度から新たに実施するがんの教育総合支援事業、先ほど教育長もおっしゃってありました全国12カ所程度でモデル事業を展開する方針ということが打ち出されました。国民の2人に1人がかかるがんについて、2012年度から2016年度を対象とする国のがん対策推進基本計画では、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分だと指摘、その上でがん教育の検討と教育活動の実施を目指しているとのことです。

報告書では、命の大切さを育むがん教育との視点から、正しい理解、命の大切さについて考える態度の育成の2点をがん教育の目標に掲げました。実施に当たっては、学校全体の共通理解を求めたり、保健体育や総合学習の時間、道徳などの授業を柔軟に活用し、医師や看護師、がん経験者など外部の講師の参加などによる協力の推進のもとに進めていくことが述べられました。

また、「生きるの教室」なんですけれども、これは日本の未来を担う子どもたち一人一人が病気の予防と治療に関する学習を通じて命の大切さを知り、生きる力を育んでもらうために立ち上げた健康教育プログラムです。2011年10月よりバイエル薬品株式会社が日本のバイエル100周年記念企画として開講している「生きるの教室」は、日本最大の国民病であるがんの教育から取り組みを始めました。

がんによる死亡数がふえているのは、先進国の中で日本のみです。学ぶ上で適切とされている中学校の2年生を対象に開校しております。全国で展開されております。命の大切さを知り、さらにはがん予防のための方法論だけではなく、そこからがんとの向き合い方について、生徒個人個人にがんという病気を「自分ごと化」してもらうように設計された意見創発型の授業とも言われております。高い学習効果があり、生徒、学校、保護者、メディア、自治体、各方面で賛同の渦が巻いているということなので、本市においてもぜひ取り組んでもらいたい一つとして今回提案をさせていただきました。

その中川教授がこのようにも言っております。「学校教育の中で死ぬということを考え、だから生きることが大切だという長時間的なものを子どもたちに伝えられるチャンスでもある。がんを知ることによって、結果的に生きる大切さを知る。さらに、いじめとか自殺とかという問題にも影響を与えるのではないかと。授業を受けた後、生徒の考え方が変わり、両親にがん検診に行くように勧める。たばこを隠すなど、それぞれ子どもたちがそのような知識、あくまでもがんは生活習慣病、また受診の大切さとして知識として重要なことがわかりましたが、そのことをさらに親に伝える逆教育を狙っている」とも言われております。

がん検診の受診率を上げる有効な方法として、この「生きるの教室」もそのうち取り組んでもらえることを願ひまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

答弁保留の答弁

議長（中村芳隆君） ここで、総務部長より発言があります。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 先ほど答弁を保留しておりました固定資産税、都市計画税、国民健康保険税の口座振替の件でございますけれども、固定資産税、都市計画税は同じでございます。収納総数が21万5,833件、うち口座振替の件数が4万825件、それと固定資産税につきましては、総数が11万9,915件、振替総数が4万523件。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 以上で、23番、平山啓子君の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一君

議長（中村芳隆君） 次に、11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 皆さんこんにちは。11番、日本共産党、高久好一です。

一般質問を始めます。

まず、1番からです。放射能対策についてです。

東電福島第一原発事故による放射能被害対策が進められています。

以下について、市の対策と考えを求めるものです。

当市と那須町で、宇都宮大学グループによる

幼児を持つ世帯の被曝アンケート結果や県有識者会議のシンポジウムが行われました。その結果による市民の健康不安や反応について、市はどう捉えていますか。

です。環境省が民間団体に委託し、被曝線量を調査する新規事業が予算案に盛り込まれました。市は調査に参加すべきと思いますがいかがでしょうか。

です。東電の風評被害見直しに観光業者等が継続を求め、国・県へ要望書の提出を進めましたが、そのことについて市はどう支援したのか聞かせてください。

です。自前で除染を行ったが、賠償に至らない市民への支援を求めるものです。

です。指定廃棄物の最終処分場の問題で、ローカルルール決定に至る経緯を伺います。さらに、この決定に至るまで市はどのような主張をしたのでしょうか、また、本市が選定された場合の考えを求めるものです。

以上、5点について伺います。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 高久議員の質問に順次お答えいたします。

まず、放射能対策でございますが、の宇大グループによる被曝アンケートや県有識者会議のシンポジウムの結果による市民の健康不安や反応についてどう捉えているのかという質問ですが、これにつきましては、それぞれの結果は市民の率直な考えや思いが反映されたものとして貴重なご意見であると受けとめております。

また、の被曝線量を調査する新規事業に市は参加すべきと思うがにつきましては、本市においては、現在までにガラスバッジによる放射線外部

被曝量の測定及びホールボディカウンタによる放射線内部被曝検査と母乳、尿の放射性物質検査を実施し、市民の放射能に対する不安の払拭に努めております。

国の新規事業につきましては、現時点で国からは具体的な内容が示されておりませんので、今後の国の動向を注視しながら対応していきたいと考えております。

の東電に風評被害見直しに観光事業者が継続を求め、国・県へ要望書の提出を進めたが、そのことに対し市はどう支援したのかについてもお答えいたします。

東日本大震災から約3年が経過いたしますが、昨年末には東電より観光業者に対して補償の打ち切りを予定する文書が通知されたところでありませ

す。このような中、本市、那須町、大田原市、那珂川町、那須烏山市の各観光協会が組織する北とちぎ広域観光連絡協議会の臨時総会が今年1月30日に開催され、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による風評被害の補償について検討した結果、条件等の変更がある場合には、十分な説明と交渉に応じるよう、東京電力に対し要望書を提出することを決定いたしました。

要望書の提出に当たりましては、当協議会の事務局である黒磯観光協会が主導的役割を担っておりますので、本市といたしましても、黒磯観光協会と連携を図りながら、観光関連各種データや資料の収集及び要望書の作成、日程調整等の協力支援を行っております。

なお、要望書は各観光協会長連名で去る2月25日に東京電力へ提出し、同時に県に対しましても、観光の現況報告と当該要望の趣旨説明を行い、あわせて県北地域への一層の観光振興支援に対する要望書を提出したところでございます。

の自前の除染を行った市民への補償支援についてですが、今までも申し上げているとおり、補助基準の設定や除染作業内容の確認などが困難なことから、補助金等による対応は考えておりません。

損害賠償請求をする方々に対しましては、栃木県弁護士会による東日本大震災被災者等支援センターの無料相談の案内などを行っております。

今後も放射能対策アドバイザーの弁護士とも協議しながら、継続して行っていきたいと考えております。

の指定廃棄物の最終処分場の選定問題についての質問にもお答えいたします。

まず、ローカルルール決定に至る経緯についてですが、指定廃棄物の処分について県内の共通理解を醸成し、選定手順、選定結果の提示方法や地域の実情に応じて考慮すべき事項を検討するため、栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議が昨年4月5日から12月24日までの間、計4回開催されました。あわせて市町村長会議を補完するため、副市町村長会議も同じ回数開催されております。

第1回、第2回の市町村長会議では、なぜ栃木県内に指定廃棄物の最終処分場設置が必要か、原因となった場所で処分すべきではないかなどの意見が出され、具体的な議論には至りませんでした。

そのため、第3回の市町村長会議の中で、各市町の意見を集約するため、指定廃棄物の処分に関するアンケートを実施することになりました。

このアンケートの主な内容は、県内に最終処分場を設置するのか、または暫定保管施設を設置するのかなど、指定廃棄物の処分方法について、候補地の対象に県有地を含めるべきか否か、評価項目に廃棄物保管状況を入れるかどうかの3項目についてのものでした。

第4回の市町村長会議において、国にはこのア

アンケートの結果から、県内に最終処分場を設置することに一定の理解が得られたとして、1カ所の候補地を選定すること及びローカルルールとして県有地を含めること、評価項目に保管状況を含めるが、評価の重みづけを他の項目の半分とするため、配点を2分の1とすることが報告されました。

決定に至るまでに本市はどのような主張をしたのかにつきましては、指定廃棄物の保管状況を評価項目としないこと、また最終処分場の安全性について、国が前面に立って地域住民に説明を行い、責任を持って不安払拭に努めるべき」であること、そして風評被害の阻止に最大の配慮を行い、国の地域支援策、財政支援策を早急かつ具体的に提示することなどを繰り返し主張してまいりました。

本市が選定された場合の考えということですが、昨年6月の本会議定例会で、高久議員の質問にお答えしたとおり、これは私個人の意見ですが、反対を表明させていただき姿勢に変わりはありません。

しかし、一方で那須塩原市は、指定廃棄物の保管量が県内の約3割を占める状況にあり、除染を進めていく上でも最終処分場の設置について、早急な解決を望んでいることも事実であります。

選定された場合には、選定結果について検証を行い、疑問があれば納得のいく説明を求めることはもちろん、最終処分場設置に対しての那須塩原市民の声を国にストレートに伝えていきたいと考えております。

第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁をいただきました。

1番から以下、再質問をしていきたいと思っております。

答弁にもありましたように、県のシンポジウムが黒磯文化会館で開かれ、県の放射能による健康影響に関する有識者会議は、報告書の評価に変更

や修正が必要となるような新たな知見は示されないと。健康影響評価を懸念するレベルにはないと説明しました。

一方で、本市と那須町の園児を持つ家庭の宇都宮大グループのアンケートでは、子どもの被曝が不安と回答した保護者が8割を超えたとしています。参加者からは不安払拭のために甲状腺の検査を実施すべきではとの意見も出されています。

そこで、伺っていきます。

福島県での甲状腺の検査の結果は、甲状腺がんの発見数が昨年の11月までに26人から31人にふえている。原因はわからないとしています。市は、市民の健康を守り、不安払拭のために甲状腺がん検査を希望する市民への支援を行うべきと思いますが、市の考えをさらに求めていきます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 県の有識者会議のシンポジウムでの説明については、議員もご承知のことかと思っております。その判断の一つとして、環境省が実施しました福島県外3県での甲状腺検査の実施結果なども踏まえまして、平成25年7月12日に市の放射能対策本部会を開きまして、その甲状腺検査につきましては、市としては実施をする段階ではないというふうな判断をさせていただいたことは議員の皆様にも報告をさせていただいたとおりでございます。それ以降にその見解を変えるような新たな知見は得られていないというふうなことは有識者会議の説明にあったとおりというふうに認識しております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。昨年の答弁のとおりということであると思っております。市民の中にまだまだ健康検査に関して不安を訴える

声があります。これにしっかり応えるよう求めて、
に入っていきたいと思います。

環境省が民間団体に委託する被曝量検査の件で
す。

まだ国のほうから具体的なことが示されていない
ので、まだ態度が決められていないという答えが
ありました。国は市町村が除染を行う栃木県内では
那須塩原市など8市町、汚染状況を重点調査地
域に一部住民に個人線量計を配布し、住民の被曝
線量を調査する新規事業が盛り込まれました。環
境省は民間団体に1市町当たり300人程度の線量
計を配布してデータを収集するとしていました。
ただ、調査に参加するかどうかは市町村の判断に
委ねられている状況です。

そういう中で、今1番で質問をしている住民被
曝の線量、那須塩原市にすると300戸、数は対象
の人数は少ないですが、ぜひ調査に参加し、市民
の健康を守るために生かしてほしいと思います。

に入っていきます。風評被害等の補償の問題
で、東電が一方的に打ち切りを表明してまいりま
した。それに対する支援、市のほうでどのように
行ったかという質問です。

県と連携しながら、東電と県に要望を出したと。
それに支援をしたと。市も要望を出したというふ
うに受けとめました。

そこで、伺っていききたいと思います。

東電の感触、既に回答やそれに近いものがあつ
たら聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいまの東電の
支援に対する感触はどうかというお尋ねでござい
ますが、実は東京電力の福島原子力補償相談室と
いうのがございまして、そこへ私どものほうも問
い合わせなどを行ってございます。その中で風評

被害ということでございますので、本市における
被害のいわゆる申請件数でありますとか、あるい
は請求内容あるいは補償額といったようなもの
についても調査をするため、確認をとらせていた
だいたということがございますが、そういった内容
につきましては一切公表していないというような
状況から、そういうことで教えていただくことは
できませんでしたので、実際に観光業における風
評被害等の実情につきましては、行政としては把
握できない状況にございますが、東京電力に対し
ましては、観光関係団体と連携あるいは県と連携
しながら、これからも粘り強く要望をしていき
たいと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 具体的な返答はつかんで
いないということだと思います。粘り強い連携を
さらに強めていっていただきたいと思います。

4番に入っていきます。

自前で除染を行ったがということ。補償さ
れないということでした。市のほうの支援は補助
金などは対応していないが、栃木県の弁護士会へ
の紹介をしているということでした。市政懇談会
や議会報告会の場でも市民が個別に請求を出した
が、東電に簡単に断られたと発言が続いています。
東電に賠償の面でもしっかり法を守らせる。国に
要請を強める必要があります。農産物など農協や
県を通じて請求を行っている現状がありますが、
シイタケなどはいまだに3割程度しか補償されて
いないという実態もあります。市民が安心して暮
らせ、生産活動に励めるよう、さらなる支援を求
めて、この項は終わります。

に入ります。指定廃棄物の件です。

答弁がありました。は3点について聞きました。
環境省はローカルルールについては了承され

たと判断し、福田知事も理解が得られたとして1カ所に絞り込んで選定をしております。地域の実情や意見を反映するために設けられた市町村長会議では、一部の首長以外はほとんど発言せず、阿久津市長の姿勢が新聞からは見えてきません。そう言われる中で質問で再確認しました。

そこで、伺っていきます。

今回の市町村長会議のような会議に参加した場合、市の主張や経緯、結果の発表の方法を一定の基準や期間で発表していくような考えはありますか、答弁を求めます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 今の質問は、昨年4回ほど市町村長会議を行いましたけれども、那須塩原市議会もしくは市民の方にその内容を公表するかどうかということによろしいんですか。

それにつきましては、新聞等で出ているものしかありませんので、それ以外のものにつきまして細かく公表というのですか、説明するということは考えておりません。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 市長のほうからは昨年私に答えたとおりだと。受け入れには反対だと、こういう答弁がありました。最終処分場はずっと長

期に存在するもの、それを受け入れる住民はいません。東電の誤った安全神話と原子力事業を推進してきた国や株主が全責任を負うべきです。

一方で、県知事や首長の間では、最終処分場を受け入れる自治体には風評被害対策や地域振興対策の具体化を求める声が根強くあります。

そこで、伺います。

市は、さらなる受け入れを要請された場合、受け入れ条件として風評被害対策や地域振興策を求めている、原発立地を認めた市町村と同じになってしまいます。市の将来を金で譲ることはできません。市民が住んでよかった那須塩原市と言えるよう、市民にわかりやすい受け入れ拒否を宣言すべきではないでしょうか。考えを伺います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（古内 貢君） 市の姿勢につきましては、先ほど市長が答弁したとおりでございます。反対でございますので、あえて宣言までは考えておりません。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。指定された福島県や宮城県の町では、受け入れられないとして反対を表明しています。茨城県では、環境省が廃棄物を1カ所に集約する従来の方針を強調していますが、首長からは支持する意見の一方で、住民による反対運動への懸念などが起きており、現在の分散保管継続を求める声も相次いでいます。環境省は、選定作業を数カ月と述べていましたが、会議後の記者会見で環境省大臣官房、廃棄物・リサイクル対策部の梶原成元部長と読んだそうですが、本年度内に選定したい意向を示しています。市民が那須塩原市に住んでよかったと実感していただけるよう、放射能対策をしっかりと

持っていただくよう求めて、この項の質問を終わります。

続いて、2に入ります。

市民成年後見人の養成についてです。

高齢者の増加に伴い、認知症の本人にかわって法律行為などを行う成年後見人制度があります。

1、市の支援による後見人養成を行い、顔が見え、市民が身近で安心して任せられる制度として市民後見人制度をつくるべきと思いますが、市の考えを求めるものです。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 市民成年後見人の養成についてのご質問にお答えいたします。

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性はさらに高まるものと考えており、老人福祉法の改正により、市町村は成年後見制度の需要の増大に対応するため、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努めるとされているところです。

本市は、成年後見制度の利用支援事業として、親族による申し立てができない場合の市長による申し立てのほか、申し立て費用及び後見人等の報酬助成を行っておりますが、高齢者の利用状況は、市長による申し立て1件、後見人への報酬助成はゼロ件でございます。

よって、現在の利用状況から、当面は弁護士などの専門職後見人に協力を求め、対応できるものと考えております。

ご質問の市民後見人の養成につきましては、今後の動向に注視し、必要に応じて検討していくとともに、引き続き関係機関と連携を図りながら、成年後見制度の周知等に努め、高齢者に対する権

利擁護の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 今、部長からの答弁で私の再質問が減ってしまいました。きのうの大野議員の質問にもありました。介護施設の認知症の方の対応や徘徊に共感を持って聞かせていただきました。高齢福祉課や介護施設に行けば、対応は大方はわかります。しかし、実際世話をする家族は初期対応が大切と言われながら、大変混乱します。今までここにいたのにもういない。介護保険証はどこに、年金はあるのか。本人を窓口にも連れて行っても、名前も生年月日も書けません。初めて行く金融機関は貯金を簡単におろさせてはくれません。1週間や半月はかかります。励みは本人の笑顔と身内の義務感だけになります。

ここで先ほど部長が答えた、市長や市の関係機関が後見人になっているケース、那須塩原にありますかと再質問をする予定でした。1件という答えが既に部長から出ていますので、その1件の理由は後見人がいないということでの対応なのでしょうか。もう一度聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 議員お考えのとおり、後見人のなり手がご親族の方にはいらっしやらなかったという状況でございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 何らかの後見人は必ずしているはずと、そう思ってこの質問を用意しました。いないということは、それだけ対応がしっかりしているのかなと、そうも受け取ることができます。市民が安心して頼れる市民後見人制度です。私の住む地域でも独居の高齢者がふえ、自治会や

お寺も抜けると。こういう高齢者がいます。ほとんどは高齢のため、回ってくる自治会や班の当番、さらには葬式の賀辞番を務めることができないと。抜けざるを得ないという理由です。地域の支え合いを再構築しなければなりません。

市民が安心して頼れる市民後見人制度です。多くの自治体で行われていますが、矢板市では1月30日から片岡公民館で初めて実施する市民後見人養成講座を行ったそうです。講座終了後に市の市民後見人として活動できる人が対象で、参加は無料と。定員20人となっているそうです。地元紙の記事です。ぜひとも市民後見人制度をこれからの状況を見ながら考えたいという答弁が出ていますので、これでこの項の質問は終わらせていただきます。

続いて、3番に入ります。

3番です。みなし寡婦控除の適用についてです。結婚歴のない母子世帯は、所得税法上の寡婦控除の対象にならないため、税の控除や保育料などの減免などが受けられません。結婚歴の有無によって生じる経済的な不利益を是正するのが目的で、市独自にみなし寡婦控除を適用し、ひとり親世帯を支援しようとする自治体がふえています。本市の考え方を伺います。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） みなし寡婦控除についてお答えをさせていただきます。

本市におきましては、ひとり親家庭に対する支援といたしまして、児童手当、児童扶養手当、子育て支援や就職に向けての自立支援助成制度、貸付制度、医療費助成制度などの事業を実施しております。

離別、死別、婚姻歴の有無にかかわらず、ひと

り親家庭を支援しているところから、婚姻歴のない母子世帯に対するみなし寡婦控除の適用については現在のところ考えてございません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。昨年12月、最高裁の決定を受けて、遺産相続についての民法が改正されました。結婚している男女間の子どもと結婚していない男女間の子どもの相続は平等になりました。結婚歴の有無で保育料などの負担に格差を生む寡婦控除についても改正を求める声が高まっています。このみなし寡婦控除は全国で60を超える自治体が結婚歴のないひとり親に寡婦控除のみなし適用を実施し、保育料などを軽減しています。日光市の斎藤市長が県内で初めて4月から実施を表明しています。次いで、隣の鹿沼市、佐藤市長が昨年4月にさかのぼって25年度から実施を明言しており、宇都宮、佐野市でも12月議会での一般質問で実施を求めています。そこで、確認です。

先ほどは全部やっているということによろしいですか、那須塩原市は。

議長（中村芳隆君） 答弁求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 今ご指摘いただきました保育料につきましては、当然所得の算定がございます。そのところにつきましては、みなし適用はしてございません。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） ありがとうございます。

さらに伺っていきます。那須塩原市でみなし寡婦控除が適用された場合、想定される軽減額はどのくらいになりますか。予算もどのくらいで対応できるのかわかる範囲で聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 金額的なものはちょっと算出はしてございませんが、保育料の算定の際に、未婚の母ということで数字がございます。その数字につきまして、その中で実際にゼロ円という、要は保育料無料というふうに対応している方が実際には6割という状況でございます。ですので、実際にひとり親家庭については、所得がある程度低いという状況から、保育料の軽減というふうな対象には実情はなっているというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 保育料については未婚の母ということ、無料になっているということで対応はできているという答弁がありました。試算はしていないということでした。日光市の場合は3歳児が保育園に通う母親の給与所得が年間200万の場合、寡婦控除が適用されないと所得税で1万7,500円、住民税で9万1,200円、保育料で7万2,000円となり、合計18万700円の負担増となります。こういったところの首長は子どもの置かれた経済的な不利な状況を改善するために上記をすると、こう答えています。

本市が本議会に上程した子どもの権利条例の精神や定住促進を求める立場からも、結婚歴のない世帯の経済的負担を一刻も早く改善するよう求めるものです。

以上で、この項の質問を終わります。

続いて、4番になります。

住宅リフォーム助成制度の創設についてです。

市民が住宅の新築やリフォームを行った場合に、経費の一部を市が助成することにより、住宅の改善を促進し、市内中小業者の仕事づくりや地域内経済の循環にもつながっています。

です。市は県内で実施している自治体の経済的波及効果をどのように把握していますか。

です。全国で6つの県と556自治体、昨年の5月現在です。制度実施が広がる中、国も事業の予算化を行いました。市は独自の制度を創設すべきと思いますが、市の考えを求めます。

以上、2点について答弁を求めます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいまの4の住宅リフォーム助成制度創設について、 につきまして順次お答えいたします。

の県内で実施している自治体の経済波及効果をどのように把握しているかについてお答えいたします。

県内において、住宅リフォーム助成制度を実施しているのは5市町でございますが、経済波及効果については、算定条件や算定方法などさまざまな前提条件によって結果が異なりますので、一概に効果を算定することは難しいと認識しておりますが、一般論といたしましては、こういった事業による一定の経済波及効果はあるものと考えております。

次に、独自の制度を創設すべきと思うが、市の考えについてお答えいたします。

本市が現在行っております住宅リフォーム支援策としては、木造住宅耐震診断費等補助事業、木造住宅耐震改修費補助事業、水洗便所改造資金融資あっせん制度、浄化槽設置整備事業補助の4つの助成制度がございます。木造住宅耐震改修費補助事業については、平成25年6月から補助金の限度額を従来の60万円から80万円に引き上げ、補助の拡充を図っております。このほか、市内商工会におけるリフォーム事業に登録した業者の紹介事

業も行っており、現在の制度が有効に活用されていると考えられることから、新たな住宅リフォーム助成制度の導入については考えておりません。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。県内で実施している市や町は宇都宮市は経済波及効果30倍、鹿沼市では20倍、烏山、足利市など26年度からは新たに塩谷町が実施する予定と聞いています。それぞれの実施仕様が異なるため、波及効果がつかみづらいという答弁でございました。それぞれの市内の事業者と自治体が制度を使い勝手がよいように独自の改善と工夫をしたところは、波及効果が高く出ているのはこの制度の特徴です。

そこで、伺っていきます。

今、答弁の中にもありました。本市が実施している木造住宅での耐震改修事業では今年度は240万が計上されています。昨年度の戸数の実績と補助額を教えてください。また、1戸当たりの補助額も幾らなのか聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） ただいま耐震改修の実績のご質問がありました。今年度の事業につきましては、平成25年度は今までの実績として1件しかございませでした。24年度は23年度震災の影響がございまして、5件ほどございました。金額につきましては、25年につきましては、先ほど言いましたように、60万円から80万円に引き上げになっておりますので、実績としては1件で上限の80万円というふうになっているという状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 本市が住宅リフォーム助

成制度を実施しない理由として、これまでこの木造住宅での補助事業を挙げてこられました。この制度で対応しているからというのが理由でした。昨年度と、その前の年と合わせて金額的には60万から80万に今度引き上げられたということは歓迎したいと思います。その一方で、1件と5件という答弁がありました。余り使われていないというのが実感です。本当に使いやすいのかという検討をこれからされることがあるのかどうか、この辺聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 耐震改修でございますが、耐震改修につきましては、耐震診断調査を行いまして、その診断結果に基づいて改修を行うというふうな経過がございます。また、診断に基づいて建てかえるというようなケースもございませし、このままというふうなケースもございませ。

それで、利用しやすいかどうかということでございますが、耐震の改修につきましては、費用が200万から300万程度というようなことになっておりますので、そういった改修をするかどうかというのが根本的な問題かと思えます。そういった中で、やられている件数が少ないというふうに理解をしております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 費用がかさむというのと、被害者の判断という部分が大きくかかわってくるということなんだと思えます。

に入ります。全国で6県と550自治体で実施されていると思いましたが、今のところ那須塩原市は国のリフォーム助成制度にあわせて、独自の制度をつくる予定は今のところないという答弁でございました。既に実施している6県はいずれも

県の制度と自治体の制度がダブルで使えるようにできています。補助額が2倍になり、効果が上げられるようにできています。国の制度とダブルで使用できるか、そういう制度になるかはまだ不明ですが、効果を引き上げるために必要と市独自の制度づくりを求めました。

そこで伺っていきます。

何よりも市民や建築事業者が使いやすくすることが大事です。国の制度がこうした自治体の独自の努力や工夫が可能になっているか情報が入っていたら聞かせてください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 国の改修の件でございますが、国におきましては、中古住宅の質の向上といいますが、それを高めるために、平成23年度の補正予算に20億円、平成24年度につきましては数十億円を計上して、改修につきましては一定の条件がございますが、そういった中で、通常の補助ですと100万円、大規模改修の場合には200万円を支援するというような制度がございます。25年度分につきましてはもう締め切りが終わってまして、また26年度につきましても新たな募集が行われるというふうに承知をしております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁をもらいました。今、部長が答えられたとおり、国は2014年度予算と2013年度の補正合わせて50億6,900万円を予算化し、約7,000戸を対象に予定しています。栃木県分は47で割ると約150件分かなと、こう思います。当面14年度から3年間事業を続けるとしています。今回の国の住宅リフォーム助成制度が予算化されたことは一歩前進ですが、先導的な取り組みとされ、既に実施している地方自治体の取り組みとは

一味違ったハードルの高いもので使いづらいという声が出ています。そのため、住宅の改善を望む市民や中小零細業者の仕事づくりにかなったものになるかは疑問だと、こうされています。

そこで、伺っていきます。

こうした国の事業、住宅の改善を望む市民や市内の中小業者が使い勝手がいい、使いやすい仕組みにすることが地域の仕事づくりにかなったものとなります。国の予算案が衆議院を通過し、参議院も通ると言われています。市はどのようにこの事業に取り組むのか聞かせてほしいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 先ほどご答弁申し上げましたとおり、リフォームにつきましては、今導入する考えはないというふうなことでお答えさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 市は独自にこういった制度をつくらなくても国のほうはこういった事業をやるといってございます。国の管轄は国土交通省住宅局住宅生産課ということで言われております。補助額は住宅リフォームに要する工事費の3分の1、先ほど部長が答えた限度額は200万と100万の2種類とされています。住宅の改善を望む市民や市内の中小業者を支援し、使いやすい仕組みとなるよう求めて、この事項の質問を終わります。

続いて、最後の5番となります。

5、子育て支援新制度についてです。

新制度の実施に向けて、市は市内の市立幼稚園の認定こども園への移行で待機児童の解消を推進するとしています。基準と質の確保について市の考えを求めるものです。

1、保育所以外の施設は、保護者と施設の直接契約となりますが、市の保育の実施責任はどのように確保されていきますか。

です。人員は国の基準とし、自治体の裁量により面積で低い基準となることが懸念されているが、どのように確保されていきますか。

です。保育所への保育士の配置基準が緩和されますが、子どもの命にかかわる大問題として多くの父母や保育団体が反対しています。市は保育の質をどう確保していきますか。

以上、3点について市の考えを求めるものです。議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 子育て支援新制度についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1番目の子ども・子育て支援新制度における保育に対する市の実施責任につきましては、新制度適用後におきましても、施設への入園・入所に際しての教育・保育の認定や保護者の利用希望に対する関係施設、事業間の利用にかかわる調整、あっせん等の事務について、市の実施義務があるため、現行制度と変わらないものと考えております。

次に、2番目の新制度における面積基準の確保につきましては、新制度において創設される小規模保育事業等の地域型保育事業に係る認可基準については、市町村が定めた条例に基づき、市町村が認可権者となります。

この認可基準に限らず、新制度を展開にするに当たって、各自治体で必要となる国の政省令の内容が現時点において具体的になっておりませんので、本市といたしましては、今後の国の議論を注視しながら、よりよい保育環境の構築という視点を基本として、基準条例の検討を行いたいと考えております。

次に、3番目の保育士の配置基準の緩和に伴う保育の質の確保についてでございますが、国の子ども・子育て会議を中心とした支援新制度の議論におきましては、現在のところ保育士の配置基準を緩和する方向ではなく、強化する方向で検討がされているものと承知しております。

いずれにいたしましても、今後の国の議論を注視し、保育の質の向上という視点を基本として対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁をいただきました。順次再質問をしていきます。

保育所はこれまでどおり市町村の責任で保育が実施されます。児童福祉法24条の1項によって基準が示されています。保護者は市町村に入所を申し込み、市町村の責任で入所先を決定、保育の提供が行われます。

一方、保育所以外の認定こども園や地域型保育事業は、児童福祉法第24条2項となるため、市町村は直接的な責任は負いません。24条の1項は保護者が保育所への入所を求め続ければ、市町村はそれに応えて、子どもを保育所に入所させる責任を負うという点で重いものです。それに対し、2項の規定は曖昧で、市町村が努力したと言い張れば、たとえ保育所以外の保育施設で保育の利用ができなくても、その責任を追及することは非常に難しくなります。

そこで、伺います。

入所に関する公的責任のとり方の格差は、子どもの平等という原則から大きく外れています。保育所を利用する子どもも、それ以外の施設を利用する子どもも同じ保育が受けられる権利が保障され、安心・安全な環境で過ごすことができるよう市が保育の実施責任を負うべきです。市の考えを

求めます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 新制度におきます入園の手順につきましては、昨日もご説明をさせていただいたんですけれども、まず最初に、保育を受けたいというふうなご希望の保護者さんについては、市に対して認定申請を行っていただくということがございます。それについてはどのような施設を利用する場合でも認定申請を出していただくということになります。その認定申請をもとに、保育に欠けているので保育所という方と、保育には欠けていないので、3歳以上であれば幼稚園にと。あとはゼロ歳から2歳のお子さんについては保育が欠けている場合には保育施設というふうな振り分けをまずさせていただいて、次に、それぞれの認定に基づいた申し込みを保護者の方にさせていただく。その際に、保護者の方々はこちらがいい、こちらがいいというふうな希望はあるかと思うんですが、最終的には市のほうでマッチングをさせていただいて、可能な限り保育を受ける必要がある方については保育が受けられるように、幼児教育を受けられるというふうな希望をされる方には幼児教育をというふうなことができるようにということで、施設の整備をまずは進める必要があるということで、500を超える定員を0から2歳ですね。今、非常に0から2歳の保育についての受け皿が不足しているという状況にございますので、そこを中心に施設、認定こども園、小規模保育事業を整備させていただいて、受け皿をふやす形で保護者さんのご希望に沿う形での施設入所という形をとればというふうに市としては考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。まず、待機児童を解消するためというお話だったと思います。那須塩原市の場合、幸いなことに市長からも答弁がありました。認定保育園と。市の幼稚園がこぞって認定保育園を希望したという、要請を受けたという状況があります。非常に方向としてはいいと思います。

ただ、今部長が言われた入所の手続と振り分け、保護者の希望によりという言葉で、市がマッチングを行いという言葉で説明されました。これは利用の調整と表現されているものだと思います。国は保育所の入所も、それ以外の施設事業も利用とともに市町村が申し込みを受け、預け先を振り分け、これで利用の調整を行います。保育所と保育所以外の施設事業を同列に扱い、保育所への入所希望が殺到した場合には、あふれた子どもたちを小規模保育などの施設事業に振り分けようとしています。施設の絶対数が足りなければ、利用の希望どおりの調整はできません。利用調整には限界があり、直接契約の施設事業は市町村が利用を決めることはできません。

そこで、伺います。

入所に関する公的責任のとり方の格差は、子どもの平等という原則から大きく外れています。保育所を利用する子ども、私、これ先ほどやりましたね。ちょっと私のほうは先に戻ったんで、続けてやりました。これで1は終わったんですが、今の利用の調整から2に入っていきます。

その利用の調整と、この限界が既に示されております。この件について市はどう対応するつもりでしょうか。聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 利用の調整の限界ということであれば、現時点で入園待ち児童の

方々が保育園、私立、公立含めても150を超えるという状況があるのは、市として重く受けとめております。ですからこそ施設整備が必要だということで判断をいたしまして、本当に国の策に、補助事業を有効に活用させていただいて、短期間において施設の整備を進めるということで、ぜひとも市民の皆さんにご理解がいただければというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 途中から逆戻りしたところがあります。先走ったところもあります。そこは調整して聞いていただきたいと思います。

2に入っていきます。今、部長のほうで答弁が待機児童が150を超えるというお話でございました。実際は170を超えていますよ。私のほうで先日、子ども課のほうで待機児童を確認しましたら、170を超えていたと思います、私の記憶が間違っなければ。

のほうで面積基準ということで質問をいたしました。面積基準は現状でも低く、その改善が強く求められています。新制度では、施設によっては基準も別々につくられるため、保育施設の面積が異なることによる保育環境や保育条件による格差が生まれてまいります。保護者が求めるしっかりとした基準に拡充できるのか考えを求めていきます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 認定こども園の基準がまだまだ国からこれで決まったという形での示がございません。現時点では先ほど第1回目に答弁しましたとおり、今よりも悪くはしないというふうな非常に後ろ向きな表現になってしまうんですけれども、今よりはよくなるよというふう

な話でとどまっております。そのような中、今回私立の幼稚園に認定こども園化をお願いする際に、それぞれの幼稚園の中でおおむね皆さん定員が100%には満たない。空き教室があるというふうな状況がございます。ですので、施設のな、面積的なゆとりはあるのかなというふうには受けとめておりますし、当然足りなければ改築の補助を出させていただく。今回認定こども園に変わる際には、当然今まで幼稚園ですと、0・1・2歳のお子さんを預かるというふうな施設がないという状況がございました。はいはいする赤ちゃんのほふく室とか、ミルクを飲んで育つお子さんのための調乳室とか、あとはさまざまな施設の基準があるんですけれども、そういったものを整備いただくための補助というふうになります、実際に施設自体の面積などについては、ある程度ゆとりがあるものができるのかなというふうな想定はさせていただいておりますが、やはり基準がこの後定められますので、それをしっかりと守って、整備をしていくというふうな考えでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） まだ国の基準のほうが決まっていないと。ただ、今よりは悪くならないという話ももらっているということでございます。ぜひこういう制度、国のほうも待機児童をなくすということで、これをぶち上げましたので、それに合わせてやるというのと、消費税問題が大きくこの保育園制度にはかかっています。よくしなければ国民から大きな反発が出るという、そういうプレッシャーが国のほうにはあると思います。当面は大変聞こえのいいような話が聞かれています。

しかし、これから に入りますが、 の中でも保護者や保育団体が反対しているというお話があ

ります。なぜ反対しているのかといいますと、これから先の裏づけがないという、そういう子育て新制度だということがあります。

国は待機児童解消対策として認可保育所より基準を緩めた小規模保育所、小規模施設を積極的に進めようとしています。新制度のあり方、今、部長が言われた0・2歳児と対象とした小規模保育施設、6人から19人には3つの型が示されています。A型は認可保育所からの分園等からの移行を想定しています。C型は家庭的保育のグループ型で、保育士は無資格でも研修を受けさえすればよしとするものです。AとCの中間のB型は、半分の資格者でいいとする極めて基準の低いものです。

そこで、伺っていきます。

新制度はその低い基準をさらに切り下げ、保育の質の低下を招き、保育の格差を生み出すものと言わざるを得ません。市は、保育の基準の緩和ではなく、保護者が求めるしっかりとした基準で運営される認可保育所を中心とした待機児童解消対策を行うべきです。市の考えを求めます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） この件に関しましても、国の政省令がまだ示されていないという段階でございます。先ほどもお答えしましたとおり、保育の質の向上というところを基本的に考えて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 11番、高久好一君。

11番（高久好一君） 答弁がありました。まだこの基準については国のほうが明確な決まりをしていないということでございます。国は自治体任せにせず、認可保育所の整備の目標を持つとともに、自治体も基準の低い小規模保育を安易に活用するのではなく、無認可保育所の教育条件を改善

による認可化を含め、認可保育所の増設によって待機児童解消を進めるべきと考えます。

市は、今議会に子どもの権利条例も掲上しています。そうしたことから、世界が認める高い基準で、日本の低い基準ではなくて、高い基準で認可保育所の増設を進めることを求めて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、11番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（中村芳隆君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時59分